





つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和4年12月23日(金) 外(第5号)

次

	ページ
規 則 ○群馬県職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則(人事課)	3
○群馬県旅費支給規則の一部を改正する規則(同)	3
訓 令	
○群馬県処務規程の一部を改正する訓令 (人事課)	3
○職員の病気休暇の期間に関する規程の一部を改正する訓令(同)	4
教育委員会規則	
○群馬県教育委員会事務局等職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則(総務課)	4
○公立学校職員退職手当支給規則の一部を改正する規則(福利課)	5
○公立学校職員の失業者の退職手当支給規則の一部を改正する規則(同)	5
○群馬県公立学校職員の給与に関する条例附則第十三項、第十五項又は第十六項の規定による給料に関	
する規則(学校人事課)	9
○群馬県公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則(同)	1 4
○群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則(同)	1 5
○群馬県市町村立小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校に置く学校栄養職員及び事務職員の	
職の設置に関する規則の一部を改正する規則(同)	2 1
○群馬県市町村立学校職員の定年等に関する規則の一部を改正する規則(同)	2 1
○群馬県学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則(同)	2 3
○群馬県公立学校等会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則(同)	2 4
人事委員会規則	
○群馬県職員の給与に関する条例附則第十七項、第十九項、第二十一項又は第二十二項の規定による給	
料に関する規則	2 7
○職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則	3 2
○職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則	3 3
○職員の退職手当に関する規則の一部を改正する規則	3 9
○初任給調整手当の支給に関する規則の一部を改正する規則	3 9
○群馬県職員の寒冷地手当支給に関する規則の一部を改正する規則	4 1
○群馬県職員の特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則	4 1
○群馬県職員の定年等に関する規則	4 1
○群馬県職員の管理職員特別勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則	4 3
○群馬県職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則	4 4
○群馬県職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則	4 4
○職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則	4 5
○群馬県会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則	4 5
人事委員会細則	4.0

○群馬県職員の定年等に関する規則実施細則

企業管理規程 ○群馬県企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程(総務課)	6 1
病院管理規程 ○群馬県病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程(経営戦略課)	6 1
議 会 訓 令 ○群馬県議会事務局の組織等に関する規程の一部を改正する訓令(総務課)	6 1

規

則

群 ||馬県職員の職の設置に関する規則 令和四年十二月二十三日 (の一部を改正する規則をここに公布する。

群馬県知事 Ш 本 太

1

群馬県規則第五十四

|馬県職員の職の設置に関する規則(昭和三十一年群馬県規則第五十六号)| 群馬県職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則

を次のように改正する。 の 部

四第三項に規定する定年前再任用短時間勤務職員(以下「定年前再任用短時間勤務職第二条中「第二十八条の四及び第二十八条の五に規定するもの」を「第二十二条の 員」という。)」に改める。

|第一項の規定により採用された職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。第三条第一号及び第二号中「地方公務員法第二十八条の四第一項及び第二十八条の

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

2 この規則による改正後の群馬県職員の職の設置に関する規則(以下この項において 項若しくは第二項又は第六条第一項若しくは第二項の規定により採用された職員は 「改正後の規則」という。) 第二条に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみな 地方公務員法の一部を改正する法律(令和三年法律第六十三号)附則第四条第 改正後の規則の規定を適用する。

群馬県旅費支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和四年十二月二十三日

馬県知事 Ш 本 太

群馬県規則第五十五号

群馬県旅費支給規則の一部を改正する規則

群馬県旅費支給規則 (昭和三十八年群馬県規則第四十二号) の 一部を次のように改

を適用する。

第三条を次のように改める。

項とする。 第八条第二項を削り、 同条第三項中 前 一項」を 「前項」に改め、 同項を同条第一

第十条を次のように改める

「第二十六条第三号」に改める。 第十一条第二項第七号及び第十二条の三第一項第四号中 「第二十六条第二号」を

> に改め、同項に次の一号を加える。 た」を「行つた」に、 第十四条第一項中「より行なう」を「より行う」に改め、同項第一号中「行なつ 「を行なう」を「を行う」に、 「行なわない」を「行わな

十二 次に掲げる地域内の旅行をする場合における条例第十九条第二項第一号の 定の適用については、当該地域は、県内の地域とみなす。

規

- 山(高石山)を結ぶ線以南 福島県南会津郡檜枝岐村のうち、三条ノ滝、 燧ヶ岳、 沼山峠休憩所及び袴腰
- を結ぶ線以南 新潟県魚沼市のうち、与作岳及び福島県南会津郡檜枝岐村に存する三条ノ滝

項第六号を次のように改める。 第十四条第二項第五号中「第二十六条第三号」を「第二十六条第四号」 に改め、 同

条第一号の規定の適用については、当該地域は、県内の地域とみなす。前項第十二号イ及び口に掲げる地域内の旅行をする場合における条例第二十六

別表第二を次のように改める。 別表第一の二中「再任用暴皿」 を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

別表第四及び別表第五を削る。

(経過措置)

1 この規則は、令和五年十月一日から施行する。ただし、別表第一 二の改正規定並びに次項の規定は、同年四月一日から施行する。 (施行期日) 及び別表第一

第一の二に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の規則の規定旅費支給規則(以下この項において「改正後の規則」という。)別表第一及び別表にの規則(別表第一及び別表第一の二の改正規定に限る。)による改正後の群馬県項若しくは第二項又は第六条第一項若しくは第二項の規定により採用された職員は、2 地方公務員法の一部を改正する法律(令和三年法律第六十三号)附則第四条第一

び同日前に完了した旅行については、なお従前の例による。の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち同日前の期間に対応する分及出発する旅行及び同日前に出発し、かつ、同日以後に完了する旅行のうち同日以後こ この規則による改正後の群馬県旅費支給規則の規定は、令和五年十月一日以後に

訓

令

群馬県訓令甲第十二号

群馬県処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。 令和四年十二月二十三日

群馬県知事 Ш 本 太

群馬県処務規程の一部を改正する訓令

定する短時間勤務の職を占める」を「第二十二条の四第一項の規定により採用され第一項若しくは第二項の規定により採用された職員で同法第二十八条の五第一項に規第一条中「第二十八条の四第一項若しくは第二十八の五第一項又は第二十八条の六群馬県処務規程(昭和三十九年群馬県訓令甲第八号)の一部を次のように改正する。 た」に改める。

3

員」に改める。 第三十三条の二第一項中 「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職

この訓令は、令和五年四月一日から施行する。

2 規程(以下この項において「新規程」という。)第三十三条の二第一項に規定する項又は第二項の規定により採用された職員は、この訓令による改正後の群馬県処務 定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新規程の規定を適用する。 地方公務員法の一部を改正する法律(令和三年法律第六十三号)附則第六条第一

群馬県訓令甲第十三号

専 地 県 門 機 関 庁

職員の病気休暇の期間に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。 令和四年十二月二十三日

群馬県知事 Щ 本 太

職員の病気休暇の期間に関する規程の一部を改正する訓令

部を次のように改正する。 | 5|| の病気休暇の期間に関する規程(昭和三十九年群馬県訓令甲第二十二号) の

された」を「第二十二条の四第一項の規定により採用された」に、 務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。 Jれた」を「第二十二条の四第一項の規定により採用された」に、「再任用短時間勤第二条中「第二十八条の五第一項若しくは第二十八条の六第二項の規定により採用

員」という。)」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第五項中「再任用の六第一項若しくは第二項の規定により再任用した職員(次項において「再任用職第三条第四項中「法第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条 職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第六項を削る。

則

2 1 この訓令は、令和五年四月一日から施行する。

専地県 門機機関 関

- る。 第二条に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の規程を適用する改正後の職員の病気休暇の期間に関する規程(以下「改正後の規程」という。) 二項の規定により採用された職員をいう。次項において同じ。)は、この訓令によ 第六十三号。次項において「令和三年改正法」という。) 附則第六条第一項又は第 暫定再任用短時間勤務職員(地方公務員法の一部を改正する法律(令和三年法律
- 適用する。 再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の規程第三条第四項及び第五項の規定を (暫定再任用短時間勤務職員を除く。)は、改正後の規程第二条に規定する定年前一項若しくは第二項の規定により採用された職員をいう。次項において同じ。) 暫定再任用職員(令和三年改正法附則第四条第一項若しくは第二項又は第六条第
- る改正後の規程第三条第五項の適用については、同項中「再任用後」とあるのは、 「更新後」とする。 暫定再任用職員がその任期を更新した場合において、当該暫定再任用職員に対す

教育委員会規則

こに公布する。 群馬県教育委員会事務局等職員の職の設置に関する規則の一 部を改正する規則をこ

令和四年十二月二十三日

群馬県教育委員会教育長 平 田 郁 美

群馬県教育委員会規則第十七号

委員会規則第六号)の一部を次のように改正する。 群馬県教育委員会事務局等職員の職の設置に関する規則(昭和四十五年群馬県教育 群馬県教育委員会事務局等職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規 則

二十八条の五第一項」を「第二十二条の四第一項」に改め、 項中 第二条第一号イ及びロ並びに同条第二号イ及びロ中「第二十八条の四第一項又は 同条第三号の表事務職員

事務長 主幹 事務長 事務長 (総括 (補佐) (係長 (補佐 (総括) (総括)

を 専事 門務 員長 専事 門 員 長 専事 門 員 長 (係 長 長 (補補 佐佐) (補補 佐佐 (総括) (総括)

に改め

司 書専門員

係事 長務 長 (係長) 主 斡 (総括)

主幹 (総括

司書専門員 (主幹 (総括)

(係長

専係事 門長務 員 長 (係長)

る

附

この規則は、 令和五年四月一日から施行する。

2 第一項の規定により採用された職員とみなして、この規則による改正後の群馬県教された職員は、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十二条の四則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により採用 適用する場合を含む。)又は第六条第一項若しくは第二項(これらの規定を同法附 項若しくは第二項(これらの規定を同法附則第九条第三項の規定により読み替えて 育委員会事務局等職員の職の設置に関する規則の規定を適用する。 地方公務員法の一部を改正する法律(令和三年法律第六十三号)附則第四条第

公立学校職員退職手当支給規則の 令和四年十二月二十三日 部を改正する規則をここに公布する。

群馬県教育委員会教育長 平 田 郁 美

7

群馬県教育委員会規則第十八号

公立学校職員退職手当支給規則の一部を改正する規則

部を次のように改正する。 公立学校職員退職手当支給規則(昭和三十一年群馬県教育委員会規則第十号) の

める。 文」を「附則第五項本文」に改め、同条第五号中「附則第三十項本文」を「附則第九中「附則第二十五項」を「附則第四項」に改め、同条第四号中「附則第二十六項本 項本文」に改め、同条第六号中「附則第三十二項本文」を「附則第十一項本文」に改 第三条第二号中「附則第二十四項本文」を「附則第三項本文」に改め、同条第三号

項」に、 第五条の八第一項第三号ロ中「第二十八条の二第一項」を「第二十八条の六第 附則第二項中「附則第三十五項ただし書」を「附則第十四項ただし書」に改める。 「第二十八条の三第一項」を「第二十八条の七第一項」に改める。

この規則は、 令 和五年四月一日から施行する。

> 公立学校職員の失業者の退職手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和四年十二月二十三日

群馬県教育委員会教育長 平 田 郁 美

群馬県教育委員会規則第十九

公立学校職員の失業者の退職手当支給規則(昭和五十一年群馬県教育委員会規則公立学校職員の失業者の退職手当支給規則の一部を改正する規則

六号)の一部を次のように改正する。 第六条第一項中「規定による」を削り、「受給期間延長申請書」を 「受給期間延長

該当することの事実を証明することができる書類及び」を加え、同項後段を削り、同等申請書」に改め、「)に」の下に「医師の証明書その他の前条各号に掲げる理由に 項に次のただし書を加える。

ただし、受給資格証を添えて提出することができないことについて正当な理

あるときは、これを添えないことができる。

条第六項とし、同項の次に次の一項を加える。 期間延長通知書」を「交付を受けた受給期間延長等通知書」に改め、同項第二号中 中「受給期間延長申請書」を「その者が提出した受給期間延長等申請書」に、「受給 同条第八項とし、同条第五項中「受給期間延長通知書の」を「受給期間延長等通知書 の」に、「その」を「、その」に、「記載し」を「記載した上」に改め、 し書」を「第一項ただし書及び前項」に、「前項前段」を「第六項」に改め、 め、同条第三項中「に規定する」を「の」に改め、同条第六項中「第四条第三項ただ 「受給期間延長通知書」を「交付を受けた受給期間延長等通知書」に改め、同項を同 第六条第二項中「に規定する申出は、」を「の申出は、当該申出に係る者が」に 同項第一号 一同項を

らない。 その資格を証明する書類に同項に規定する書類を添えて委員会に提出しなければな 第一項の申出は、代理人に行わせることができる。この場合において、代理人は

える。 し、返付しなければ」を「交付しなければ」に改め、同項に後段として次のように し、返付しなければ」を「交付しなければ」に改め、同項に後段として次のように加「受給期間延長等通知書」に、「交付するとともに、受給資格証に必要な事項を記載 第六条第四項中「に規定する申出」を「の申出」に、 「受給期間延長通知書」を

けたときを除く。)において、 この場合(第一項ただし書の規定により受給資格証を添えないで同項の申出を受 委員会は、 受給資格証に必要な事項を記載した上、

第六条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。返付しなければならない。

4 第二項ただし書の場合における第一項の申出は、受給期間延長等申請書に天災そ 類を添えなければならない。 の他の申出をしなかつたことについてやむを得ない理由を証明することができる書

第六条の次に次の三条を加える。

(条例第十条第四項の委員会規則で定める事業)

第六条の二 条例第十条第四項の委員会規則で定める事業は、 該当するものとする。 次の各号のいずれ かに

- た場合における同項各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める期経過する日が、条例第十条第一項に規定する雇用保険法第二十条第一項を適用し の末日後であるもの その事業を開始した日又はその事業に専念し始めた日から起算して、三十日
- 就業手当又は再就職手当の支給を受けたも その事業について当該事業を実施する受給資格者が第十六条第一項に規定する の
- 員会が認めたもの その事業により当該事業を実施する受給資格者が自立することができないと委

(条例第十条第四項の委員会規則で定める職員)

第六条の三 条例第十条第四項の委員会規則で定める職員は、 該当するものとする。 次の各号の いず ń かに

し、当該退職の日後に当該事業に専念する職員条例第十条第一項に規定する退職の日以前に同条第四項に規定する事業を開

(支給期間の特例の申出) 一 その他事業を開始した職員に準ずるものとして委員会が認めた職員

2 第六条の四 条例第十条第一項に規定する退職 ならない。ただし、天災その他特例申出をしなかつたことについてやむを得ないた日又は当該事業に専念し始めた日の翌日から起算して、二箇月以内にしなけれ、特例申出は、当該特例申出に係る者が条例第十条第四項に規定する事業を開始 書その他条例第十条第一項に規定する退職の日後に同条第四項に規定する事業を開例申出」という。)は、受給期間延長等申請書(別記様式第五号)に登記事項証明 書類及び受給資格証を添えて委員会に提出することによつて行うものとする。 始した職員又は前条に規定する職員に該当することの事実を証明することができる 開始した職員又は前条に規定する職員による同項の申出(以下この条において「特 の日後に同条第四項に規定する事業を 理ば

証に必要な事項を記載した上、返付しなければならない。格証を添えないで特例申出を受けたときを除く。)において、委員会は、受給資格い。この場合(第五項において準用する第六条第一項ただし書の規定により受給資きは、その者に受給期間延長等通知書(別記様式第六号)を交付しなければならな 四項に規定する事業を開始した職員又は前条に規定する職員に該当すると認めたとる委員会は、特例申出をした者が条例第十条第一項に規定する退職の日後に同条第

3

由があるときは、この限りでない。

ナニト膏ことをよまりという。この場合において、委員会は、提出を受に掲げる書類を提出しなければならない。この場合において、委員会は、提出を受かに該当する場合には、速やかに、その旨を委員会に届け出るとともに、当該各号のいずれ、 育項の規定により受給期間延長等通知書の交付を受けた者は、次の各号のいずれ けた書類に必要な事項を記載した上、返付しなければならない。 その者が提出した受給期間延長等申請書の記載内容に重大な変更があつた場合

条例第十条第四項に規定する事業を廃止 交付を受けた受給期間延長等通知書 Ļ 又は休止した場合 交付を受けた

第六条第一項ただし書の規定は第一項及び前項の場合について、 間延長等通知書及び受給資格証 同条第三項及び

5

別記様式第五号及び別記様式第六号を次のように改める。定は特例申出及び前項の場合について準用する。第四項の規定は第二項ただし書の場合における特例申出について、

同条第七項の

別記様式第5号(第6条、第6条の4関係)

							受給	期間延長	等申請	書					
①申		請		者	氏	名					性別	男・女	受給資格証番 号		
<u>Т</u>		莳		白	住所又は	居所									
②退	職	年	月	目	年	,	月	Ħ							
③こ 提	の目出す		書理	を 由	口事	業の		育児、独 等をしたが -		負傷等	等に。	より職業	に就くことが	ぶできない	ため
	のイの は 負					の称						参 療 担当者			
で	業 に i き な い 業 を 実	ハ期	間又	は	年	,	月	日から	年	J	∄	日まで			
上言		. J	1	日	万長 あて							申請	者氏名		

- 注 1 この申請書には、受給資格証を添えること。
 - 2 ⑤欄の期間が3年を超えるときは、最大限3年間まで認められるものである。

別記様式第6号(第6条、第6条の4関係)

	受給期間延長等通知書
申 請 者 氏 名	受 給 資 格 証 番 号
申請受理年月日	年月日
	イ 妊娠、出産、育児、疾病、負傷等により職業に就くことができないため ロ 事業の開始等をしたため
受給期間延長等の理由	具体的理由
職 業 に 就 く こ と が で き な い 期 間 又 は 事 業 を 実 施 す る 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
延長等後の受給期間満了年月日	年月日
上記のとおり受給期間の3 年 月 日	延長等をする。 群馬県教育委員会教育長 氏 名 印

- 注 1 この通知書は、基本手当に相当する退職手当を受けるために必要なものであるから、大切に保管すること。
 - 2 受給期間延長等申請書の記載内容に重大な変更があつたとき(例えば、申請書を提出する理由や期間に変更があつたとき)には、速やかにその旨を申し出るとともに、この通知書を提出すること。
 - 3 受給期間延長等の理由がやんだときは、速やかにその旨を届け出るとともに、受給資格証に添えてこの 通知書を提出すること。

別記様式第九号中

	1 公共職業訓練
	5 後 後 明 出 第 第 第 3 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8
	8 の促関律条訓障運進す第の練雇用等の1 場になるに次のたちに法でに
	4 老用等の11画し第掲練高等のに法の21 高等のに法の31 年の安閑律条の準同号る齢雇定す第解計拠項に訓
	5 その他の訓練
_	- &

上齢のの等す律5-1計準た第にる高者雇安にる第条項面拠同3掲訓年等用定関法2第6にし項号げ練

Ω 訓実に特職就支関法42規る職職練施よ定者職援子律条項定認業業の等る求ののにる第第にす定訓 6

職練 公業業共

者用進関法1の訓障のの等寸律の適様を促にる第条権

0

 ω

他の訓 4 0

に改める。

規定は、 規則第六条第一 この規則は、 令和四年七月一日から適用する。ハ条第一項及び第四項から第八項まで並びに第六条の二から第六条の四までの 公布の日から施行し、 改正後の公立学校職員の失業者の退職手当支給

定による給料に関する規則をここに公布する。 群馬県公立学校職員の給与に関する条例附則第十三項、 第十五 項又は第十六項の規

令和四年十二月二十三日

:馬県教育委員会教育長 亚. 田 郁 美

群馬県教育委員会規則第二十号

の規定による給料に関する規則 群馬県公立学校職員の給与に関する条例附則第十三項、第十五項又は第十六項

第一条 条例第四十一号。 項の規定による給料に関し必要な事項を定めるものとする。 この規則は、 以下「給与条例」という。)附則第十三項、は、群馬県公立学校職員の給与に関する条例 第十五項又は第十六(昭和三十一年群馬県

この規則において、 次の各号に掲げる用語の意義は、

第二条

当該各号に定めるとこ

- う。)第五条に規定する管理監督職をいう。 号。以下「県定年条例」という。)第六条及び群馬県市町村立学校職員の定年等管理監督職 群馬県職員の定年等に関する条例(昭和五十九年群馬県条例第六 に関する条例(昭和五十九年群馬県条例第九号。 以下「市町村定年条例」とい
- 長された期間を含む。)及び市町村定年条例第八条第一項に規定する異動期 (同条の規定により延長された期間を含む。) をいう。 異動期間 県定年条例第九条第一項に規定する異動期間 (同条の規定により
- 第八条第三項若しくは第四項の規定により異動期間を延長された管理監督職を占 期間を延長された管理監督職を占める学校職員をいう。以下同じ。)又は第三項 しくは第二項又は市町村定年条例第八条第一項若しくは第二項の規定により異動という。)の前日において第一項特例任用学校職員(県定年条例第九条第一項若 める学校職員をいう。以下同じ。)であったものをいう。 特例任用学校職員(県定年条例第九条第三項若しくは第四項又は市町村定年条例 以下「法」という。)第二十八条の二第四項に規定する他の職への降任等をされ た学校職員であって、給与条例附則第十三項に規定する異動日(以下「異動日」 特例任用後降任等学校職員
 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)
- 特定日 給与条例附則第十一項に規定する特定日をいう。
- 五. 三十二年群馬県教育委員会規則第十八号。以下「初任給規則」という。)第二条 降格 群馬県公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和 任等に伴うものを除いたものをいう。 第六号に規定する降格のうち、法第二十八条の二第四項に規定する他の 降格 群馬県公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭 職への降
- 七 う。)に異なる初任給の定めがある他の職種に属する職務への異動をいう。 十五に定める初任給基準表(第六条第一項第一号において「初任給基準表」とい の適用を異にしない初任給規則別表第十二、別表第十三、別表第十四又は別表第 初任給基準異動 給与条例第五条第一項の給料表(以下 「給料表」という。
- 給料表異動 給料表の適用を異にする異動をいう。
- 初任給規則第二条第七号に規定する降号をいう。
- 等」という。)をしている学校職員にあっては、当該給料月額に群馬県学校職員 第百十号)第十条第一項又は第十七条の規定による勤務(以下「育児短時間勤 る最高の号給の給料月額 上限額 給与条例第五条第二項の規定により学校職員が属する職務の (地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律条第二項の規定により学校職員が属する職務の級におけ条第七号に規定する路長を以上の場合に規定する際長をいる。

異動日以後に給料表異動又は初任給基準異動

(以下「給料表異動等」

端数があるときは、その端数を切り捨てた額))をいう。 \mathcal{O} 勤務時間、休暇等に関する条例(平成六年群馬県条例第三十八号)第三条第二 して得た数(以下「算出率」という。)を乗じて得た額(その額に一円未満 の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で

当該学校職員に適用される給料表並びにその職務の級及び号

(給与条例附則第十三項の教育委員会規則で定める学校職員)

校職員とする。 給与条例附則第十三項の教育委員会規則で定める学校職員は、 次に掲げる学

任用後降任等学校職員を除く。)のうち、次に掲げる学校職員 法第二十八条の二第四項に規定する他の職への降任等をされた学校職員 (特 例

異動日以後に初任給基準異動をした学校職員

異動日から特定日までの間に降格又は降号をした学校職員

除く。 時間勤務等を開始し、特定日前に当該育児短時間勤務等を終了した学校職員を 異動日の前日以後に育児短時間勤務等をした学校職員(異動日以後に育児 短

育委員会の定めるこれに準ずる学校職員 異動日以後に教育委員会の承認を得てその号給を決定された学校職員又は

じ。)をされた学校職員 より当該改定前に受けていた給料月額が増額又は減額されることをいう。以下同(給料月額の改定をする条例が制定された場合において、当該条例による改定に異動日の前日から特定日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定

料の支給) (他の職への降任等をされた学校職員に対する給与条例附則第十五項の規定による給

第四条 法第二十八条の二第四項に規定する他の職への降任等をされた学校職員 が受けることとなる給料月額に相当する額。以下この項において「特定日給料月掲げる学校職員になったものとした場合に特定日に同項の規定により当該学校職員 例附則第十一項の規定により当該学校職員が受ける給料月額(特定日後に第一号、 例任用後降任等学校職員を除く。)であって、異動日の前日から引き続き給料表 額に相当する額を、給与条例附則第十五項の規定による給料として支給する。 号に掲げる学校職員となった日以後、第四条基礎給料月額と特定日給料月額との差 項の規定の適用を受ける学校職員を除く。)を除く。)には、特定日以後の当該各 学校職員(次の各号のうち二以上の号に掲げる学校職員に該当する学校職員(第三 額。以下この条において「第四条基礎給料月額」という。)に達しないこととなる れを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた 校職員以外の学校職員にあっては、当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこ 額」という。)が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額(第三号イに掲げる学 第三号又は第四号に掲げる学校職員となったものにあっては、特定日に当該各号に 適用を受ける学校職員のうち、次の各号に掲げる学校職員となり、特定日に給与条 (特 \mathcal{O}

> じて得た額 おいて当該学校職員が受けることとなる給料月額に相当する額に百分の七十を あっては、同日にそれらの給料表異動等が順次あったものとした場合)に同日 該給料表異動等があったものとした場合(給料表異動等が二回以上あった場合に う。)をした学校職員(第四号に掲げる学校職員を除く。) 異動日から特定日までの間に降格又は降号をした学校職員(第四号に掲げる学 百の 前日に当 乗

それぞれの当該差額を合算した額)に相当する額を減じた額に百分の七十を乗じ給等に対応する給料月額との差額(降格又は降号を二回以上した場合にあっては 者の号給等に対応する給料月額に相当する額と当該降格又は降号後のその者の号 該降格又は降号をした日に当該降格又は降号がないものとした場合の同日のその 校職員を除く。) 異動日の前日に当該学校職員が受けていた給料月額から、当 て得た額 (降格又は降号を二回以上した場合にあっては、

三 異動日の前日以後に育児短時間勤務等をした学校職員(異動日以後に育児短 く。 間勤務等を開始し、特定日前に当該育児短時間勤務等を終了した学校職員を除一異動日の前日以後に育児短時間勤務等をした学校職員(異動日以後に育児短時 次に掲げる学校職員の区分に応じ、次に定める額

生じたときはこれを百円に切り上げた額)に算出率を乗じて得た額(その額に の者の号給等に対応する給料月額に百分の七十を乗じて得た額(当該額に、五・特定日以後に現に育児短時間勤務等をしている学校職員(異動日の前日のそ 十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額) 特定日以後に現に育児短時間勤務等をしている学校職員 異動日の 前日

する給料月額に百分の七十を乗じて得た額 イに掲げる学校職員以外の学校職員 異動日の前日のその者の号給等に対応

兀 五. - 異動日の前日から特定日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定委員会の定めるこれに準ずる学校職員 教育委員会の定めるこれに準ずる学校職員 教育委員会の定める額 - 異動日以後に教育委員会の ままさん 異動日以後に教育委員会の承認を得てその号給を決定された学校職員又は教

給料月額欄に掲げる給料月額に百分の七十を乗じて得た額をされた学校職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する特定日の

員の受ける給料月額との差額」とする。 四条基礎給料月額と特定日給料月額との差額」とあるのは、 の合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される学校職員の受ける給料月額と 「上限額と当該学校 と当該学校職、同項中「第

3 第一項第一号から第三号までのいずれかに該当する学校職員であって同項第五 月額を用いて、算出するものとする。第三号までに規定する給料月額について特定日の給料表の給料月額欄に掲げる給料のとし、当該学校職員について適用される第四条基礎給料月額は、同項第一号から該学校職員は第一項第一号から第三号までのいずれかに該当する学校職員であるも該学校職員は第一項第一号から第三号までのいずれかに該当する学校職員であるも に掲げる学校職員に該当する学校職員に対する前二項の規定の適用については、当

以職後,員 [4](前項の規定の適用を受ける学校職員を除く。)には、教育委員会の定める日第一項第一号から第五号までのうち二以上の号に掲げる学校職員に該当する学校 教育委員会の定める額を、給与条例附則第十五項の規定による給料として支

給する。

(特例任用後降任等学校職員に対する給与条例附則第十五項の規定による給料の 支

満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額。以下この項において「第五条額(当該額に五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未ある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額)に百分の七十を乗じて得たりまでの間のその者の号給等に対応する給料月額(仮定異動期間末日の前日から異動日の前受ける給料月額(以下この項において「異動日給料月額」という。)が異動日の前受ける学校職員のうち、異動日に給与条例附則第十一項の規定により当該学校職員がける学校職員のうち、異動日に給与条例附則第十一項の規定により当該学校職員が 額と異動日給料月額との差額に相当する額を、 項及び第四項に該当する学校職員を除く。)には、異動日以後、第五条基礎給料月基礎給料月額」という。)に達しないこととなる学校職員(次条第一項各号、第三 第一項から第四項までの規定による異動期間 給料として支給する。 特例任用後降任等学校職員であって、仮定異動期間末日(法第二十八条の .の末日をいう。以下同じ。)の前日から引き続き同一の給料表の適用を受 から引き続き司一り合士でり三の延長がないものとした場合における 給与条例附則第十五項の規定による

員の受ける給料月額との差額」とする。 五条基礎給料月額と異動日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該学校職の合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される学校職員の受ける給料月額と

第六条 げる学校職員以外の学校職員にあっては、当該額に、五十円未満の端数を生じたと給料月額」という。)が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額(第三号イに掲学校職員が受けることとなる給料月額に相当する額。以下この項において「異動日該各号に掲げる学校職員になったものとした場合に異動日に同項の規定により当該第一号、第三号又は第四号に掲げる学校職員となったものにあっては、異動日に当に給与条例附則第十一項の規定により当該学校職員が受ける給料月額(異動日後に との差額に相当する額を、給与条例附則第十五項の規定による給料として支給する。当該各号に掲げる学校職員となった日以後、第六条基礎給料月額と異動日給料月額(第三項の規定の適用を受ける学校職員を除く。)を除く。)には、異動日以後のとなる学校職員(次の各号のうち二以上の号に掲げる学校職員に該当する学校職員 給料表の適用を受ける学校職員のうち、次の各号に掲げる学校職員となり、異動六条 特例任用後降任等学校職員であって、仮定異動期間末日の前日から引き続 上げた額。以下この条において「第六条基礎給料月額」という。)に達しないこと きはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り 動日の前日まで当該給料表異動等後に適用されている給料表及び初任給基準表に員を除く。) 仮定異動期間末日の前日に当該給料表異動等があり、同日から異仮定異動期間末日以後に給料表異動等をした学校職員(第四号に掲げる学校職 |回以上あった場合にあっては、仮定異動期間末日の前日にそれらの給料表異動;ける初任給の定めが引き続き適用されているものとした場合(給料表異動等が 百

兀

二 仮定異動期間末日から異動日までの間に降格(学校職員の同意を得て行うも 異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給学校職員を除く。) 異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額(仮定 うち最も多い給料月額に相当する額)に百分の七十を乗じて得た額 した場合の同日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額と当該降格又 相当する額)から、当該降格又は降号をした日に当該降格又は降号がないものと 料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に 者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額があるときは、その らの場合において、仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその 上した場合にあっては、それぞれの当該差額を合算した額)に相当する額を減じ は降号後のその者の号給等に対応する給料月額との差額(降格又は降号を二回 のとした場合)の同日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額(これ いる給料表及び初任給基準表における初任給の定めが引き続き適用されているも 以下この号において同じ。)又は降号をした学校職員(第四号に掲げる 同日から異動日の前日までこれらの給料表異動等後に適用されて

三 仮定異動期間末日の前日以後に育児短時間勤務等をした学校職員 学校職員の区分に応じ、次に定める額 た額に百分の七十を乗じて得た額 次に掲げ

乗じて得た額(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額)に算出率を て得た額(当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額)に百分の七十を乗じ 日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月 の者の号給等に対応する給料月額(仮定異動期間末日の前日から異動日の前々 異動日以後に現に育児短時間勤務等をしている学校職員 異動日の前日 額

- する給料月額(仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者(に掲げる学校職員以外の学校職員)異動日の前日のその者の号給等に対応額) うち最も多い給料月額に相当する額)に百分の七十を乗じて得た額
- Ŧi. 前々日までの間のその者の号給等に対応する異動日の給料表の給料月額欄に掲げの給料表の給料月額欄に掲げる給料月額(仮定異動期間末日の前日から異動日の 員又は教育委員会の定めるこれに準ずる学校職員 教育委員会の定める額 は減額改定をされた学校職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する異動日 仮定異動期間末日の前日から異動日までの間の給料表の給料月額が増額改定又 仮定異動期間末日以後に教育委員会の承認を得てその号給を決定された学校職
- 2 の合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される学校職員の受ける給料月額と 同項中「第

る給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、

そのうち最も多い給料月

額に相当する額)に百分の七十を乗じて得た額

員の受ける給料月額との差額」とする。 六条基礎給料月額と異動日給料月額との差額」とあるの は 「上限額と当該学校

- 3 ら第三号までに規定する給料月額について異動日の給料表の給料月額欄に掲げる給ものとし、当該学校職員について適用される第六条基礎給料月額は、同項第一号か当該学校職員は第一項第一号から第三号までのいずれかに該当する学校職員である 料月額を用いて、 号に掲げる学校職員に該当する学校職員に対する前二項の規定の適用については、 一項第一号から第三号までのいずれかに該当する学校職員であって、 算出するものとする。 同項第五
- 以後、教育委員会の定める額を、給与条例附則第十五項の規定による給料として支職員(前項の規定の適用を受ける学校職員を除く。)には、教育委員会の定める日、第一項第一号から第五号までのうち二以上の号に掲げる学校職員に該当する学校 給する。

給料の支給 (降任等相当給料表異動をした学校職員に対する給与条例附則第十六項の規定による

第七条 降任等相当給料表異動 (法第二十八条の二第一項ただし書に規定する他 例附則第十六項の規定による給料として支給する。定日以後、第七条基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を、 給料表異動の前日に給料表異動があったものとした場合の学校職員の職務の級より への転任に伴う給料表異動のうち、当該給料表異動後の学校職員の職務の級が当該 ||附則第十六項の規定による給料として支給する。 \mathcal{O} 3

七条基礎給料月額と特定日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該学校職の合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第 七条基礎給料月額と特定日給料月額との差額」とあるのは、 (の受ける給料月額との差額」とする。 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される学校職員の受ける給料月額と

について適用される第七条基礎給料月額は、第一項に規定する給料月額について特減額改定をされた学校職員に対する前二項の規定の適用については、当該学校職員降任等相当転任日の前日から特定日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は 降任等相当給料表異動をした学校職員であって、 日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、 降任等相当転任日の前日から引 算出するものとする。

> を受ける学校職員であって、次に掲げる学校職員には、教育委員会の定める日以後、き続き給料表の適用を受ける学校職員のうち、給与条例附則第十一項の規定の適用 教育委員会の定める額を、給与条例附則第十六項の規定による給料として支給する。 降任等相当転任日後に給料表異動等をした学校職員

- 降任等相当転任日から特定日までの間に降格又は降号をした学校職員
- 了した学校職員を除く。 降任等相当転任日の前日以後に育児短時間勤務等をした学校職員(降任等相 任日以後に育児短時間勤務等を開始し、特定日前に当該育児短時間勤務等を終

兀 員又は教育委員会の定めるこれに準ずる学校職員 降任等相当転任日以後に教育委員会の承認を得てその号給を決定された学校

第八条 第一項特例任用学校職員又は第三項特例任用学校職員から降任等相当給料 おおいた料月額があるときは、そのうち最も多い給料月額に相当する額)に百分の等相当転任日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりの前日に当該給料表の適用を受け、同日から降任等相当転任日の前日まで当該給料表の適用を受け、同日から降任等相当転任日の前日まで当該給料当転任日において「転任日給料月額」という。)が降任等相当転任日の前日に降任等相当転任日に給与条例附則第十一項の規定により当該学校職員が受ける給料月額(以下こ任日に給与条例附則第十一項の規定により当該学校職員が受ける給料月額(以下こ任日に給与条例附則第十一項の規定により当該学校職員が受ける給料月額(以下こ任日に給与条例附則第十一項の規定により当該学校職員が受ける給料月額(以下これの項において「転任日給料月額」という。)が降任等相当転任日の前日に降任等相当転任日に給与条例 1 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される学校職員の受ける給料月額と額を、給与条例附則第十六項の規定による給料として支給する。降任等相当転任日以後、第八条基礎給料月額と転任日給料月額との差額に相当するにおいて「第八条基礎給料月額」という。)に達しないこととなる学校職員には、 を受ける学校職員(第四項各号に掲げる学校職員を除く。)のうち、降任等相当転異動をした学校職員であって、降任等相当転任日の前日から引き続き給料表の適用 五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額。以下この条七十を乗じて得た額(当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て

八条基礎給料月額と転任日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該学校職の合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第 員の受ける給料月額との差額」とする。

するものとする。について降任等相当転任日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算該学校職員について適用される第八条基礎給料月額は、第一項に規定する給料月 について降任等相当転任日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出該学校職員について適用される第八条基礎給料月額は、第一項に規定する給料月額額改定又は減額改定をされた学校職員に対する前二項の規定の適用については、当の定異動期間末日の前日から降任等相当転任日までの間の給料表の給料月額が増 仮定異動期間末日の前日から降任等相当転任日までの間の給料表の給料月額

ける学校職員のうち、給与条例附則第十一項の規定の適用を受ける学校職員であ をした学校職員であって、降任等相当転任日の前日から引き続き給料表の 第一項特例任用学校職員又は第三項特例任用学校職員から降任等相当給料表異 条例附則第十六項の規定による給料として支給する。次に掲げる学校職員には、教育委員会の定める日以終 教育委員会の定める日以後、 教育委員会の定める額 適用を受

て行うものを除く。) 又は降号をした学校職員 仮定異動期間末日から降任等相当転任日までの間に降格 降任等相当転任日後に給料表異動等をした学校職 (学校職員の

同意を得

2

- 仮定異動期間末日以後に教育委員会の承認を得てその号給を決定された学校職 仮定異動期間末日の前日以後に育児短時間勤務等をした学校職員
- .例任用期間降格等学校職員に対する給与条例附則第十六項の規定による給料の支 員又は教育委員会の定めるこれに準ずる学校職員

3

第九条 と降格等相当日給料月額との差額に相当する額を、給与条例附則第十六項の規定にる他の職への昇任、降任又は転任をされる日の前日までの間、第九条基礎給料月額 は、特例任用期間降格等学校職員となった日から法第二十八条の二第一項に規定すの条において「第九条基礎給料月額」という。) に達しないこととなる学校職員に (当該日が二以上あるときは、当該日のうち最も遅い日。以下この条において同各号に掲げる学校職員を除く。)のうち、特例任用期間降格等学校職員となった日て、仮定異動期間末日の前日から引き続き給料表の適用を受ける学校職員(第四項 当該給料表異動の前日に給料表異動があったものとした場合の学校職員の職務の級をされた学校職員又は給料表異動により当該給料表異動後の学校職員の職務の級が 間末日から法第二十八条の二第一項に規定する他の職への昇任、降任又は転任をさ よる給料として支給する。 て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額。以下こ応じ当該各号に定める額(当該額に五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨 この項において「降格等相当日給料月額」という。)が、次の各号に掲げる区分に じ。)に給与条例附則第十一項の規定により当該学校職員が受ける給料月額(以下 より下位の職務の級となった学校職員をいう。以下この条において同じ。)であっ れる日の前日までの間において、降格(学校職員の同意を得て行うものに限る。) 特例任用期間降格等学校職員 (第三項特例任用 学校職員のうち、 仮定異 動 する。

する給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料例任用期間降格等学校職員となった日の前々日までの間のその者の号給等に対応日の前日のその者の号給等に対応する給料月額(仮定異動期間末日の前日から特次号に掲げる学校職員以外の学校職員 特例任用期間降格等学校職員となった 額に相当する額)に百分の七十を乗じて得た額

用されている給料表が引き続き適用されているものとした場合に、仮定異動期間日から特例任用期間降格等学校職員となった日の前日まで当該給料表異動後に適る給料月額に相当する額(仮定異動期間末日の前日に当該給料表異動があり、同場合の特例任用期間降格等学校職員となった日の前日のその者の号給等に対応すて適用される給料表の適用を受ける学校職員への給料表異動があったものとしたて適用される給料表の適用を受ける学校職員への給料表異動があったものとした 格等学校職員となった日の前日に特例任用期間降格等学校職員となった日においの級より下位の職務の級となるものに限る。)をした学校職員 特例任用期間降が当該給料表異動の前日に給料表異動があったものとした場合の学校職員の職務の級一 仮定異動期間末日以後に給料表異動(当該給料表異動後の学校職員の職務の級

> うち最も多い給料月額に相当する額)に百分の七十を乗じて得た額 の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額があるときは、

- 学校職員の受ける給料月額との差額」とする。九条基礎給料月額と降格等相当日給料月額との差額」とあるのは、 の合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される学校職員の受ける給料月額と 「上限額と当
- 表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。項各号に規定する給料月額について特例任用期間降格等学校職員となった日の給料の適用については、当該学校職員について適用される第九条基礎給料月額は、第一給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた学校職員に対する前二項の規定給定異動期間末日の前日から特例任用期間降格等学校職員となった日までの間の 間、教育委員会の定める額を、給与条例附則第十六項の規定による給料として支給八条の二第一項に規定する他の職への昇任、降任又は転任をされる日の前日までの 学校職員であって、次に掲げる学校職員には、教育委員会の定める日から法第二十料表の適用を受ける学校職員のうち、給与条例附則第十一項の規定の適用を受ける特例任用期間降格等学校職員であって、仮定異動期間末日の前日から引き続き給
- 第二条第五号に規定する昇格をした学校職員規定する他の職への昇任、降任又は転任をされる日の前日までの間に初任給規則 特例任用期間降格等学校職員となった日の翌日から法第二十八条の二第一 項
- ち、 のもの)をした学校職員の職務の級より下位の職務の級となる場合動があったものとした場合の学校職員の職務の級より下位の職務の級となる場合 ち、当該給料表異動後の学校職員の職務の級が当該給料表異動の前日に給料表異特例任用期間降格等学校職員となった日以後に給料表異動等(給料表異動のう
- 五四 (学校職員の同意を得て行うものを除く。) 又は降号をした学校職員仮定異動期間末日から特例任用期間降格等学校職員となった日までの
- 仮定異動期間末日の前日以後に育児短時間勤務等をした学校職員
- 員又は教育委員会の定めるこれに準ずる学校職員 仮定異動期間末日以後に教育委員会の承認を得てその号給を決定された学校

第十条 初任給規則第十三条各号に掲げる者から人事交流等により引き続いて管理監 職員となった日が六十歳に達した日後における最初の四月一日(以下この条におい与条例附則第十一項の規定により当該学校職員が受ける給料月額(人事交流等学校用を受ける学校職員(第四項各号に掲げる学校職員を除く。)のうち、特定日に給用を受ける学校職員(第四項各号に掲げる学校職員を除く。)のうち、特定日に給 該日のうち最も遅い日。以下この条において同じ。)前に学校職員であったものと という。)のうち人事交流等学校職員となった日(当該日が二以上あるときは、当 督職以外の職に採用された学校職員 (以下この条において「人事交流等学校職員) (人事交流等学校職員に対する給与条例附則第十六項の規定による給料の支給) した場合に異動日とみなされる日(以下この条において「みなし異動日」とい

六項の規定による給料として支給する。
 で「仮定特定日」という。)後であるときは、仮定特定日に学校職員であったもの、危定特定日」という。)がみなし異動日の前日に学校職員となったものとした場合に当該学校職員が受けることとなる給料月額に相当する額に百分の七十を乗じて得た額(当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の該額に、五十円未満の端数を生じたとなる給料月額に相当する額に百分の七十を乗じて得た額(当該学校職員が受けることとなる給料月額に相当する額に百分の七十を乗じて得た額(当該学校職員が受けることとなる給料月額に相当する額に日当する額を、給与条例附則第十一項の規定が適用された場合に仮定特定日に当該学校職員として支給する。

員の受ける給料月額との差額」とする。 十条基礎給料月額と特定日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該学校職の合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される学校職員の受ける給料月額と

給料として支給する。
会の定める日以後、教育委員会の定める額を、給与条例附則第十六項の規定による一項の規定の適用を受ける学校職員であって、次に掲げる学校職員には、教育委員となった日から引き続き給料表の適用を受ける学校職員のうち、給与条例附則第十となった日から引き続き給料表の適用を受ける学校職員のうち、給与条例附則第十、人事交流等学校職員のうちみなし異動日がある者であって、人事交流等学校職員

こう 人事を流辞を及職員によって日本の時至日にぎり引て食名とは食力に一一 人事交流等学校職員となった日後に給料表異動等をした学校職員

にあっては、特定日)以後に育児短時間勤務等をした学校職員四人事交流等学校職員となった日(特定日前に人事交流等学校職員となった場合職員 入事交流等学校職員となった日から特定日までの間に降格又は降号をした学校

42

42

43 43

45

46

46

46

47

48

49

50

51

52

53

された学校職員又は教育委員会の定めるこれに準ずる学校職員 五 人事交流等学校職員となった日以後に教育委員会の承認を得てその号給を決定

(この規則により難い場合の措置)

られるときその他の特別の事情があるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て、この規則の規定による場合には、他の学校職員との均衡を著しく失すると認め第十一条 条例附則第十三項、第十五項又は第十六項の規定による給料の支給につい

(雑則) 別段の取扱いをすることができる。

六項の規定による給料の支給に関し必要な事項は、教育委員会が定める。第十二条 この規則に定めるもののほか、給与条例附則第十三項、第十五項又は第十

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

規則をここに公布する。 群馬県公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する

令和四年十二月二十三日

群馬県教育委員会教育長 平 田

郁

美

1545~1245~30 JESA~ 148 群馬県教育委員会規則第二十一号

する規則群馬県公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正群馬県公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正

別表第十七イの表2級の欄中馬県教育委員会規則第十八号)の一部を次のように改正する。 群馬県公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和三十二年

別	-	_	-	_	-	_	
表第	45		46		33		34
第十七ロの	46		47		34		34
七口	46		48		34		35
の	47		49		34		35
表 2 級	47		49		35		36
級	48		50		35		36
の 欄	48		50		35		37
欄中	49		51		36		37
	49		51		36		38
	50		52		36		38
	50		52		37		39
	51		53		38		39
	51		53		39		40
	52		53	_	-	_	-
	52		54		に、		を
	53		54				
	53		54				
	54		55				
	54		55				
	55		55				
	55		56				
_	-	_	- 				
	に改め		を				

-	7	54	
41		54	
42		55	
42		55	
42		56	
43		56	
43		57	
43		57	
44		58	
44		58	
44		59	
45		59	
45		60	
46	_	- 00	
46		を	
47			
47			
	ĺ		

48 48

49

49

50

50

51

布する。

群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則をここに公

る。

四月一日から適用する。 昇給等の基準に関する規則 #給等の基準に関する規則(以下「改正後の規則」という。)の規定は、令和四年この規則は、公布の日から施行し、改正後の群馬県公立学校職員の初任給、昇格

表の適用を受けることとなった学校職員及び昇給又は復職時等における号給の調整2 令和四年四月一日からこの規則の施行の日の前日までの間において、新たに給料 規定による号給が改正前の群馬県公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関以外の事由によりその受ける号給に異動のあった学校職員のうち、改正後の規則の ず、改正前の規則の規定による号給とするものとする。 の当該適用又は異動の日における号給については、改正後の規則の規定にかかわらする規則(以下「改正前の規則」という。)の規定による号給に達しない学校職員

3 この規則の施行の日から令和五年三月三十一日までの間において、新たに給料 定の適用を受ける学校職員との均衡上必要があると認められる学校職員の当該適用承認を得て号給を決定することとされている学校職員を除く。)のうち、前項の規外の事由によりその受ける号給に異動のあった学校職員(あらかじめ人事委員会のの適用を受けることとなった学校職員及び昇給又は復職時等における号給の調整以5 この規則の施行の日から令和五年三月三十一日までの間において、新たに給料表5 又は異動の日における号給については、 なお従前の例によることができる。

令和四年十二月二十三日

群馬県教育委員会教育長 平 田 郁 美

群馬県教育委員会規則第二十二号

(群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則の一部改正) 群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則

第一条 員会規則第十七号)の一部を次のように改正する。 群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則(昭和三十五年群馬県教育委

目次中「第七条」を「第七条の二」に、 「第七条の二」を 「第七条の三」に改め

第七条を次のように改める。

(給料の調整額)

げる勤務箇所に勤務する同表の中欄に掲げる学校職員の占める職とし、給料の調第七条 条例第十一条の規定により、給料の調整を行う職は、別表第一の上欄に掲 第二に掲げる調整基本額にその者に係る別表第一の下欄に掲げる調整数を乗じて整額は、その職を占める学校職員に適用される給料表及び職務の級に応じて別表 得た額とする。

職員」と総称する。)の給料の調整額は、調整基本額にその者に係る別表第一の前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる学校職員(以下「短時間勤務学校 調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額に、当該各号に定める数を乗じて得た額 とする。

一 育児休業法第十条第一項に規定する育児短時間勤務をしている学校職員及び り定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た 短時間勤務学校職員等」という。) 育児休業法第十七条の規定による短時間勤務をしている学校職員(以下「育児 数(以下「定年前再任用短時間勤務学校職員に係る算出率」という。) 定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数 任用短時間勤務学校職員」という。) (以下「育児短時間勤務学校職員等に係る算出率」という。 法第二十二条の四第一項の規定により採用された学校職員(以下「定年前 勤務時間条例第三条第二項の規定により 勤務時間条例第三条第三項の規定によ

三 育児休業法第十八条第一項又は群馬県一般職の任期付職員の採用等に関する 条の規定により採用された短時間勤務学校職員(以下「任期付短時間勤務学校条例(平成十四年群馬県条例第六十二号。以下「任期付条例」という。)第四 の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数(以下「任期付短職員」という。) 勤務時間条例第三条第四項の規定により定められたその者 時間勤務学校職員に係る算出率」という。)

当する額)とする。 その者に適用される給料表並びにその職務の級及び号給に応じた額。以下この 該各号に定める額(その額が給料月額(前項各号に掲げる学校職員にあつては、 において同じ。)の百分の四・五を超えるときは、 前二項に規定する調整基本額は、次の各号に掲げる学校職員の区分に応じ、 給料月額の百分の四・五に相 当

- び職務の級に応じた別表第二イ及びロに掲げる額 次号に掲げる学校職員以外の学校職員 当該学校職員に適用される給料表及
- 二 前項第一号に掲げる学校職員 当該学校職員に適用される給料表及び職 級に応じた別表第二ハ及びニに掲げる額 務
- 第二章の二中第七条の二を第七条の三とし、第二章中第七条の次に次の一条を加 給料の調整額とする。 料月額の百分の二十五を超えるときは、 5月額の百分の二十五を超えるときは、給料月額の百分の二十五に相当する額を第一項及び第二項の規定にかかわらず、これらの規定による給料の調整額が給

第三項に規定する調整基本額に一円未満の端数があるときは、それぞれその端第七条の二 前条第一項、第二項及び第四項の規定による給料の調整額並びに同 を切り捨てた額をもつて、これらの規定の額とする。 数条

額に再任用短時間勤務学校職員に係る算出率を、育児短時間勤務学校職員等にあつ学校職員」を「当該学校職員」に、「(再任用短時間勤務学校職員にあつてはそのの端数があるときは、その端数を切り捨てた額)」を削り、同項第二号中「のうち学校職員」を「定年前再任用短時間勤務学校職員」に改め、「(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)」を加え、同項第一号中「再任用の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)」を加え、同項第一号中「再任用の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)」を加え、同項第一号中「再任用の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)」を加え、同項第一号中「再任用の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)」の下に「(その額に一円未満第十一条第二項各号列記以外の部分中「定める額」の下に「(その額に一円未満 再任用短時間勤務学校職員に係る算出率を乗じて得た額」に改める。 の額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額))」を「に定年前てはその額に育児短時間勤務学校職員等に係る算出率をそれぞれ乗じて得た額(そ

第四十二条の二第一項各号列記以外の部分中「掲げる者」を「掲げる学校職 「掲げる額」を「定める額」に改め、同項第一号及び第二号を次のように改め、四十二条の二第一項各号列記以外の部分中「掲げる者」を「掲げる学校職員」

れ次に定める額 に定める副校長及び教頭並びに同項第三号に掲げる事務長(主監) 六千円イ 第十一条第一項第一号に掲げる校長、同項第二号に掲げる教育委員会が別 教頭を除く。)、 次号に掲げる学校職員以外の学校職員 ¥頭を除く。)、同項第四号に掲げる事務長(次長)並びに同項第五号に掲第十一条第一項第二号に掲げる副校長及び教頭(イに規定する副校長及び 次に掲げる者の区分に応じ、 それぞ

に定める額 定年前再任用短時間勤務学校職員げる者 四千円 次に掲げる者の区分に応じ、 それぞれ 次

前号イに掲げる者

ロイ

前号口に掲げる者 三 五 千 千 円 円

第四十二条の二第三項第一号及び第二号を次のように改める れ次に定める額 次号に掲げる学校職員以外の学校職員 次に掲げる者の区分に応じ、

イ 第一項第一号イに掲げる者 四千円

> 口 第一項第一号ロに掲げる者 二千六百円

に定める額 定年前再任用短時間勤務学校職員 次に掲げる者の区分に応じ、 それぞれ

第一項第二号イに掲げる者 三千三百円

第一項第二号ロに掲げる者 二千円

び第二号を次のように改める。 第四十二条の二の二第一項中「掲げる額」を 「定める額」に改め、 同項 第一 号 及

れ次に定める額 次号に掲げる学校職員以外の学校職員 次に掲げる者の区分に応じ、

二三千円円

二 定年前再任用短時間勤務学校職員ロ 前条第一項第一号ロに掲げる者イ 前条第一項第一号イに掲げる者 に定める額 次に掲げる者の区分に応じ、それぞれ

第四十二条の二の二第二項第一号及び第二号を次のように改める。ロ 前条第一項第二号ロに掲げる者 千五百円イ 前条第一項第二号イに掲げる者 二千五百円

れ次に定める額 次号に掲げる学校職員以外の学校職員 次に掲げる者の区分に応じ、

前項第一号イに掲げる学校職員 二千円

ロイ 千三百円

二 定年前再任用短時間勤務学校職員ロ 前項第一号ロに掲げる学校職員 に定める額 次に掲げる者の区分に応じ、 それぞれ 次

千六百円

ロ 前項第二号ロに掲げる学校職員イ 前項第二号イに掲げる学校職員 千円

改める。第五号中「再任用短時間勤務学校職員」を「定年前再任用短時間勤務学校職員」第五号中「再任用短時間勤務学校職員」を「定年前再任用短時間勤務学校職員」第四十三条の二第二号及び第三号、第四十三条の四並びに第四十三条の七第一 に項

以上百分の二百十」に改め、同項第二号中「百分の百三・五以上百分の百十五」を員」に改め、同項第一号中「百分の百十五以上百分の百九十」を「百分の百二十五第四十四条の七第一項中「再任用学校職員」を「定年前再任用短時間勤務学校職 の九十二」を「百分の百二」に改める。 「百分の百十三・五以上百分の百二十五」に改め、同項第三号及び第四号中「百分

間勤務学校職員の成績率」に、「当該再任用学校職員」を「当該学校職員」に、 「掲げる再任用学校職員」を「掲げる学校職員」に改め、同項第一号中「再任用学 第四十四条の七の二第一項中「再任用学校職員の成績率」を「定年前再任用短

「百分の四十八・五」に改める。 二号及び第三号中「再任用学校職員」を「学校職員」に、「百分の四十三・五」を校職員」を「学校職員」に、「百分の四十七」を「百分の五十二」に改め、同項第

職員に係る算出率」を「定年前再任用短時間勤務学校職員にあつてはその額に定年第四十四条の十一中「短時間勤務学校職員にあつては、その額に短時間勤務学校

第四十六条の長岳長郎中之条町大字中之条町一三〇三の頁中「中之条高等学交」 第四十六条の長岳長郎中之条町大字中之条町一三〇三の頁中「中と条高等学交電額」に改め、同条第一号中「再任用学校職員」を「定年前再任用短時間勤務学校職員にあつてはその額に任期付短時間勤務学校職員に係る算出率を、任期付短時間勤務学校職員はその額に育児短時間勤務学校職員等に係る算出率を、育児短時間勤務学校職員等にあつて前再任用短時間勤務学校職員に係る算出率を、育児短時間勤務学校職員等にあつて

める。「吾妻郡東吾妻町大字本宿四○一の一」を「吾妻郡東吾妻町大字本宿三八九」に改「吾妻郡東吾妻町大字本宿四○一の一」を「吾妻中央高等学校」に改め、同表吾妻郡東吾妻町大字本宿四○一の一の項中を「吾妻中央高等学校」に改め、同表吾妻郡中之条町十三○三の項中「中之条高等学校」

10 条例附則第八項の当該療養のための病気休暇の範囲は、勤務時間規則第十一条に改め、同項を附則第十一項とし、附則第九項の次に次の一項を加える。つ繰り下げ、附則第十項中「一の負傷」を「前項の規定にかかわらず、一の負傷」を「前項の規定にかかわらず、一の負傷」を「前項の規定にかかわらず、一の負傷」

附則に次の六項を加える。

第二号に規定する期間の病気休暇とする。

18 条例附則第十一項の規定の適用を受ける学校職員に対する第七条第三項の規定とする。

19 条例附則第十一項の規定の適用を受ける学校職員に対する第十一条の規定の適用を受ける第十一項の規定の適用を受ける第二項第一項の間、同条第二項第一号中「定める額」とあるのは、「定める)と例附則第十一項の規定の適用を受ける学校職員に対する第十一条の規定の適

の規定の適用については、当分の間、同条第一項第一号及び第二項第一号中「定22 条例附則第十一項の規定の適用を受ける学校職員に対する第四十二条の二の二

を引す引き、「夏)見ど)通月にだけられる。 たときはこれを百円に切り上げた額)」とする。 円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じめる額」とあるのは、「定める額に百分の七十を乗じて得た額(その額に、五十

| またときはこれを百円に関する場合では、これでは、「またでは、大きないでは、これで、「大きないでは、「おける額」とあるのは、「掲げる額に百分の七十を乗じて得た額(その額に、規定の適用については、当分の間、同条第一号及び第三号から第七号までの規定規定の適用については、当分の間、同条第一号及び第三号から第七号までの規定、条例附則第十一項の規定の適用を受ける学校職員に対する第四十四条の十一の

て、高等学校等教育職給料表」に改め、同表に次のように加える。学校等教育職給料表」を「定年前再任用短時間勤務学校職員以外の学校職員であつ員以外の学校職員であつて、小学校中学校教育職給料表」に改め、同表ロ中「高等別表第二イ中「小学校中学校教育職給料表」を「定年前再任用短時間勤務学校職

用を受ける者 定年前再任用短時間勤務学校職員であつて、小学校中学校教育職給料表の

職務の級	調整基本額
一級	六、八〇〇円
二級	八、一〇〇円
三級	10,000年
四級	111、1100円

を受ける者 定年前再任用短時間勤務学校職員であつて、高等学校等教育職給料表の適用

職務の級	調整基本額
一級	七、〇〇〇田
二級	八、二〇〇円
三級	10、1100円
四級	一二、五〇〇円

別表第九及び別表第十中「再任用学校議員」を「定年前再任用街時間勤務学校議一 こ牧める。

(群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則の一部改正卿」に改める。

	二、八八〇円四、六一〇円	二、三〇〇円 三、九六〇円	一、七二〇円 三、三一〇円	一、一五〇円 二、六六〇円	五七〇円 11、〇一〇円	二、三九〇円 三、七六〇円	一、八一〇円 三、一二〇円	1、11110日 11、日111111111111111111111111111	六五〇円	七〇円 一、一七〇円	一、八九〇円 二、九二〇円	一、三一〇円	七四〇円 一、六二〇円	一六〇円 九七〇円	三二〇円	一、四〇〇円 二、〇七〇円	八二〇円	二四〇円 七七〇円	一二〇円		円 <u> </u>	三〇円 「二七〇円	附則別表中	こことを見せている。 ・ 群馬県公立学校職員の給与の支給に関
_	H	н_	H	H	H	H	H	H	H	H	H	H	H	H	H	H	Н	H	H		H	H	音を沙のように改正する	する規則の一部を改正する規則(昭和
	九、八五〇円		九 二 二		六六〇	五〇	五七〇	九九〇		10	四、五四〇円	三、九六〇円	三、三八〇円	二、〇五〇円	三、八七〇円	三、二九〇円	二、七一〇円	二、一三〇円	一、五六〇円	三、三八〇円	二、八〇〇円	二、二三〇円	一、六四〇円	一、〇六〇円
				,		ı						を	Ī		•	1	_	1	1	T	1	1	ſ	
	一三、二七〇円	一一、八五〇円									七、二六〇円	六、六一〇円	五、九六〇円	四、五六〇円	六、三一〇円	五、六六〇円	五、〇一〇円	四、三六〇円	三、七一〇円	五、四六〇円	四、八一〇円	四、一六〇円	三、五〇円	二、八六〇円

に、「一四八円」を「一七一

等の一部を改正する規則の	与の支給に関する規則「十三・○」に改める。	(群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則等円」に、「十二・九」を「十三・○」に改める。」
_	二八、〇六〇円	二三、〇一〇円
	二七、四一〇円	二二、四三〇円
	二六、七六〇円	二一、八五〇円
	二六、一一〇円	二一、二七〇円
	二五、〇七〇円	110、三00円
		一九、七三〇円
	二三、七七〇円	一九、一五〇円
	11三、1110円	一八、五七〇円
	、〇四〇円	一七、五六〇円
	二一、三九〇円	一六、九八〇円
	二〇、七四〇円	一六、四〇〇円
	二〇、〇九〇円	一五、八二〇円
	一九、八四〇円	一五、六四〇円
	一九、一九〇円	一五、〇六〇円
	一八、五五〇円	一四、四九〇円
	一七、九〇〇円	一三、九一〇円
	一六、六八〇円	一二、七六〇円
	一六、九三〇円	一三、〇八〇円
	一六、二八〇円	一二、五〇〇円
	一五、六三〇円	一一、九二〇円
	一旦、川〇巴	一〇、六八〇円
	一三、六七〇円	10、100円
	一三、九二〇円	一〇、四二〇円

附則第五項中「百分の九十」を「百分の百」に改める。
附則第四項中「百分の百九十」を「百分の二百十」に改める。
成十八年群馬県教育委員会規則第二十五号)の一部を次のように改正する。
第三条 群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則正)

伞

(施行期日等)

公布の日から施行する。

第一条の規定(群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則等四十四条の七第工規定(「百分の四十七」を「百分の五十二」に改める部分に限る。)に限る。)による改正後の群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則第四十四条の七第一項第一号から第三号の改正規定(「百分の四十三・五」を「百分の四十八・五」に改第二号及び第三号の改正規定(「百分の四十三・五」を「百分の四十八・五」に改第二号及び第三号の改正規定(「百分の五十二」に改める部分に限る。)並びに同項正規定(「百分の四十七」を「百分の五十二」に改める部分に限る。)並びに同項正規定(「百分の四十七」を「百分の五十二」に改める部分に限る。)並びに同項正規定(「百分の四十七」を「百分の五十二」に改める部分に限る。)並びに同項正規定(「百分の四十七」を「百分の五十二」に改める部分に限る。)並びに同項を職員の給与の支給に関する規則第四十四条の七第二条の規定(群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則第四十四条の七第二条の規定(群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則第四十四条の七第二条の規定(計画を表表)

(定義)

採用された学校職員をいう。 改正法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)により改正法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第六条第一項若しくは第二項の規定(これらの規定を令和三年改正法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場らの規定を令和三年改正法附則第四条第一項若しくは第二項(これ三)暫定再任用学校職員 令和三年改正法附則第四条第一項若しくは第二項(これ

規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により採用された学校職員則第六条第一項又は第二項(これらの規定を令和三年改正法附則第九条第三項の暫定再任用短時間勤務学校職員「暫定再任用学校職員のうち令和三年改正法附

の一部改

により採用された学校職員をいう。 定年前再任用短時間勤務学校職員 地方公務員法第二十二条の四第 一項の が規定

に関する規則をいう。 改正後の規則 第一条の規定による改正 後の群馬県公立学校職員の給与の支給

令和四年改正定年条例 (令和四年群馬県条例第五十一号) をいう。 群馬県職員の定年等に関する条例 の一部を改正する条

の一部を改正する条例(令和四年群馬県条例第六十六号)をいう。 令和四年改正市町村定年条例 群馬県市町村立学校職員の定年等に関する条

た学校職員をいう。 た学校職員をいう。 1 イーエレイ和3年に決第二項の規定により採用され八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用され 施行日 この規則の施行の日をいう。

正する条例(令和四年群馬県条例第六十三号)をいう。 十一 令和四年改正給与条例 群馬県公立学校職員の給与に関する条例の一部 を改

十二 改正前の規則 第一条の規定による改正前の群馬県公立学校職員の給与の 給に関する規則をいう。 支

(暫定再任用学校職員の調整額に関する経過措置) 暫定再任用学校職員(暫定再任用短時間勤務学校職員を除く。)は、

定年前再任

6 5 群馬県公立学校職員の給与に関する条例(昭和三十一年群馬県条例第四十一改正後の規則第七条第二項及び第三項の規定を適用する。 · 暫定再任用短時間勤務学校職員は、定年前再任用短時間勤務学校職員とみなして、用短時間勤務学校職員とみなして、改正後の規則第七条第三項の規定を適用する。

項第二号に掲げる学校職員にあってはその額に同号に定める数をそれぞれ乗じて得務学校職員にあってはその額に改正後の規則第七条第二項第一号に定める数を、同額に相当する額に当該学校職員に係る調整数を乗じて得た額(暫定再任用短時間勤額に相当する額に当該学校職員に係る調整数を乗じて得た額(暫定再任用短時間勤利の者に係る調整基本額が経過措置基準額に達しないこととなるものには、改正後のの者に係る調整基本額が経過措置基準額に達しないこととなるものには、改正後の定に規定する年齢)に達した日が施行日の前日以前である学校職員であって、そ二項に規定する年齢)に達した日が施行日の前日以前である学校職員であっては、同条第二四年改正市町村定年条例附則第六条第一項各号に規定する職にあっては、同条第二四年改正市町村定年条例による改正前の群馬県市町村立学校職員の年齢)又は令和四年改正市町村定年条例による改正前の群馬県市町村立学校職員の年齢)とは令和四年改正市町村定年条例による改正前の群馬県市町村立学校職員の年齢)とは令和四年改正市町村定年条例による改正前の群馬県市町村立学校職員の 正定年条例附則第六条第一項各号に規定する職にあっては、同条第二項に規定する関する条例(昭和五十九年群馬県条例第六号)第三条に規定する年齢(令和四年改のうち、当該職に係る令和四年改正定年条例による改正前の群馬県職員の定年等ににより採用された学校職員(次項において「特定暫定再任用学校職員」という。)年改正法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定 という。)を占める令和三年改正法附則第四条第一項(令和三年改正法附則第九条第十一条の規定により給料の調整を行う職(次項において「給料の調整額適用職」・群馬県公立学校職員の給与に関する条例(昭和三十一年群馬県条例第四十一号) 第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第六条第一項(令和三

> あるときは、その端数を切り捨てた額)を給料の調整額として支給する。超えるときは、給料月額の百分の二十五に相当する額(その額に一円未満の端数が の調整額として支給する。ただし、これらの額の合計が給料月額の百分の二十五 (その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額))を給料

当該各号に定める額をいう。 前項に規定する経過措置基準額とは、次の各号に掲げる学校職員の区分に応じ、

職を占める旧法再任用学校職員になったとした場合に令和四年改正給与条例によ学校職員(次号に掲げる学校職員を除く。) 施行日の前日に給料の調整額適用 施行日以後に新たに給料の調整額適用職を占めることとなった特定暫定再任用 前日にその者に適用されていた調整基本額

占める特定暫定再任用学校職員(第三号に掲げる学校職員を除く。)

施行日

定暫定再任用学校職員となり、かつ、施行日から引き続き給料の調整額適用職を

った学校職員であって、施行日において引き続き給料の調整額適用職を占める特

施行日の前日において、給料の調整額適用職を占める旧法再任用学校職員であ

条の規定を適用したとしたならばその者に適用されることとなる調整基本額 給与条例」という。)及びこれに基づく教育委員会規則等の規定により同日にそ る改正前の群馬県公立学校職員の給与に関する条例(次号において「令和五年 の者に適用されることとなる給料表及び職務の級を基礎として改正前の規則第 旧

ることとなる給料表及び職務の級を基礎として改正前の規則第七条の規定を適与条例及びこれに基づく教育委員会規則等の規定により同日にその者に適用さ いて次に掲げる場合に順次該当することとなったとした場合)に、令和五年旧給合(次に掲げる場合に二回以上該当することとなった場合にあっては、同日にお学校職員になったとし、かつ、同日に当該場合に該当することとなったとした場のを含む。) 施行日の前日において、給料の調整額適用職を占める旧法再任用 ることとなった日以後に新たに給料の調整額適用職を占める学校職員となったも したとしたならばその者に適用されることとなる調整基本額 施行日以後に次に掲げる場合に該当することとなった特定暫定再任用学校職員 (給料の調整額適用職以外の職を占める学校職員として次に掲げる場合に該当す

給料表の適用を異にする異動をした場合

こととなったとした場合に、それぞれ令和五年旧給与条例及びこれに基づく教後にイに掲げる場合に該当した者にあっては同日にイに掲げる場合に該当する なかった者にあっては同日に旧法再任用学校職員になったとした場合に、同日 職務の級より下位の同一の給料表の職務の級に変更した場合 育委員会規則等の規定により同日にその者に適用されることとなる給料表及び 下位の同一の給料表の職務の級に変更した場合(同日に旧法再任用学校職員で 学校職員の職務の級を施行日の前日にその者に適用されていた職務の級より

、暫定再任用短時間勤務学校職員の教職調整額に関する経過措置

8 (暫定再任用学校職員の管理職手当に関する経過措置 改正後の規則第七条の三の規定を適用する。 暫定再任用短時間勤務学校職員は、定年前再任用短時間勤務学校職員とみなして

- 9 とあるのは、「別表第二の三の」とする。 の規則第十一条の規定の適用については、 暫定再任用学校職員(暫定再任用短時間勤務学校職員を除く。 同条第二項第一号中 「別表第二の二の」)に対する改正 後
- 改正後の規則第十一条第二項の規定を適用する。 暫定再任用短時間勤務学校職員は、定年前再任用短時間勤務学校職員とみなして、

(暫定再任用短時間勤務学校職員の通勤手当に関する経過措置)

11 改正後の規則第二十条第三項第二号の規定を適用する。 暫定再任用短時間勤務学校職員は、定年前再任用短時間勤務学校職員とみなして、

12 1.暫定再任用短時間勤務学校職員は、定年前再任用短時間勤務学校職員とみなして、(暫定再任用短時間勤務学校職員の一週間当たりの要勤務日数に関する経過措置) 改正後の規則第二十条の二の規定を適用する。

(暫定再任用短時間勤務学校職員の時間外勤務手当に関する経過措置)

13 (暫定再任用学校職員の管理職員特別勤務手当に関する経過措置) 規則第四十二条の二第一項及び第三項並びに第四十二条の二の二第一項及び第二項、暫定再任用学校職員は、定年前再任用短時間勤務学校職員とみなして、改正後の 改正後の規則第三十七条の二第二項第一号及び第二号の規定を適用する。 暫定再任用短時間勤務学校職員は、定年前再任用短時間勤務学校職員とみなして、

(暫定再任用学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する経過措置) の規定を適用する。

改正後の規則第四十三条の二第二号及び第三号、第四十三条の四並びに第四十三条、暫定再任用短時間勤務学校職員は、定年前再任用短時間勤務学校職員とみなして、

16 (暫定再任用学校職員の義務教育等教員特別手当に関する経過措置)規則第四十四条の七第一項及び第四十四条の七の二第一項の規定を適用する。規則第四十四条の七第一項及び職員は、定年前再任用短時間勤務学校職員とみなして、改正終の七第一項第五号の規定を適用する。 後

改正後の規則第四十四条の十一の規定を適用する。
「暫定再任用短時間勤務学校職員は、定年前再任用短時間勤務学校職員とみなして、

17

18 用短時間勤務学校職員とみなして、 適用する。 R短時間勤務学校職員とみなして、改正後の規則第四十四条の十一第一暫定再任用学校職員(暫定再任用短時間勤務学校職員を除く。)は、 3一号の規定をは、定年前再任

(育児休業法第十七条の規定による短時間勤務をしている暫定再任用学校職員へ の 準

条の規定による短時間勤務をしている暫定再任用学校職員について準用する。 する法律(平成三年法律第百十号。次項において「育児休業法」という。)第十七、 令和四年改正給与条例附則第三条第二項の規定は、地方公務員の育児休業等に関

(暫定再任用短時間勤務学校職員等の給料月額の端数計算) ご未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該学校職員の給次の各号に掲げる学校職員について、当該各号に定める規定による給料月額に

その端数を切り捨てた額をもって当該学校職員の給料

暫定再任用短時間勤務学校職員 令和四年改正給与条例附則第三条第三項

> 三条第二項(前項の規定により準用する場合を含む。) 規定による短時間勤務をしている暫定再任用学校職員 れた令和四年改正条例附則第三条第一項 育児休業法第十条第一項に規定する育児短時間勤務又は育児休業法第十七条 の規定により読み替えら 令和四年改正条例附則

21 (雑則)

過措置は、教育委員会が定める。 附則第四項から前項までに規定するものの ほ か、 この 規則 の 施行に関し必要な経

員及び事務職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。群馬県市町村立小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校に置く学校栄養 令和四年十二月二十三日 義務教育学校及び特別支援学校に置く学校栄養

群馬県教育委員会教育長 平 田 郁 美

群馬県教育委員会規則第二十三号

養職員及び事務職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則 群馬県市町村立小学校、中学校、 義務教育学校及び特別支援学校に置く学校栄

号) の一部を次のように改正する。 員及び事務職員の職の設置に関する規則 群馬県市町村立小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校に置く学校栄養職 (昭和四十六年群馬県教育委員会規則第十

第二条の表事務職員の項中

主幹事務長 補佐事務長 統括補佐事 主任事務長 務長 を 主幹事門員 補佐専門員 統括補佐專門員統括補佐事務長 主主 任任 中門員長 に改める。

この規則は、 令和五年四月一日 から施行する。

する。 群馬県市 町 対立学校職員の 定年等に関する規 別の 部を改正する規則をここに

令和四年十二月二十三日

: 馬県教育委員会教育長 平 田 郁 美

群馬県教育委員会規則第二十四号

第七号)の一部を次のように改正する。 馬県市町村立学校職員の定年等に関する規則 群馬県市町村立学校職員の定年等に関する規則の一部を改正する規則 (昭和六十年群馬県教育委員会規 萴

第一条中「第六条の規定により」を「第十二条の規定に基づき」に改める。

第二条第二号中「引き続いて」を「引き続き」に改める。

法律第二百六十一号)第二十八条の二第四項に規定する職員となる異動を除く。)さ法律第二各中「引き続いて」を「引き続き」に、「異動(地方公務員法(昭和二十五年 次に次の一条を加える。 第二十八条の六第四項に規定する職員となる異動の場合を除く。)」に改め、 せる場合」を「異動させる場合(地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号) 同条の

(異動期間延長県費負担教職員の勤務延長に係る人事委員会の承認)

職員をいう。)の勤務延長に係る人事委員会の承認の申請は、別に定める申請書に監督職(条例第五条各号に掲げる職をいう。以下同じ。)を占めている県費負担教局じ。)(同条第一項又は第二項の規定により延長された異動期間を含む。)が延く、例第八条の規定により異動期間(同条第一項に規定する異動期間を含む。)が延第三条の二条例第四条第一項ただし書の規定による異動期間延長県費負担教職員第三条の二条例第四条第一項ただし書の規定による異動期間延長県費負担教職員 よりあらかじめ人事委員会の承認を得るものとする。

(管理職手当を支給される県費負担教職員の職に準ずる職) 第五条中「第四項」の下に「並びに第九条」を加え、同条の次に次の四条を加える。

第五条の二 条例第五条第二号に規定する教育委員会が人事委員会の承認を得て定め 規則第十一号)第二条に規定する事務部長及び総括事務長とする。 校栄養職員及び事務職員の職の設置に関する規則(昭和四十六年群馬県教育委員会 る職は、群馬県市町村立小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校に置く学

(延長された異動期間の延長に係る人事委員会の承認)

長する場合には、別に定める申請書によりあらかじめ人事委員会の承認を得るもの第五条の三 条例第八条第二項又は第四項の規定により延長された異動期間を更に延

(特定管理監督職群を構成する管理監督職)

第五条の四 教育職の特定管理監督職群 市町村立学校の校長の職、副校長の職及び教頭る管理監督職は、次の各号に掲げる区分ごとに、当該各号に定める職とする。 条例第八条第三項に規定する教育委員会が人事委員会の承認を得て定め

学校事務職の特定管理監督職群 市町村立学校の事務部長の職及び総括事務長

再任用の選考に用いる情報)

第五条の五 定年前再任用 条例第十一条に規定する教育委員会が人事委員会の承認を得て定める情 (同条の規定により採用することをいう。以下この条において

)をされることを希望する者についての次に掲げる情報とする。

- 人事評価の結果その他勤務の状況を示す事実に基づく従前の勤務実績
- 年前再任用を行う職の職務遂行上必要な事項 定年前再任用を行う職の職務遂行に必要とされる経験又は資格の有無その他定

第六条に次の三号を加える

- 異動期間の延長を行う場合

異動期間の延長の事由が消滅し、他の職への降任等をする場合延長された異動期間を更に延長する場合

に掲げる状況を」を加え、同条に次の各号を加える。 達した県費負担教職員に係る勤務延長の状況を、」を削り、 第七条の見出し中「勤務延長」を「勤務延長等」に改め、同条中「前年度に定年に八 異動期間の延長の事由カ洋海し 伯の耳と(F1)

し書の規定による人事委員会の承認を得たものを除く。)の状況 前年度に定年に達した県費負担教職員に係る勤務延長(条例第四条第一項ただ

一 前年の四月二日からその年の四月一日までの間に条例第八条の規定により異 の状況

明間が延長された管理監督職を占める県費負担教職員に係る当該異動期間の延長

附

(施行期日)

第一条 この規則は、令和五年四月一日から施行する

り職員を引き続き勤務させることをいう。)について準用する。 以下この条及び附則第四条において「新条例」という。)第四条第一項の規定によ 条例」という。)附則第二条第一項の規定による勤務延長(改正条例による改正後 条例」という。)附則第二条第一項の規定による勤務延長(改正条例による改正後 条例」という。)附則第二条第一項の規定による勤務延長(改正条例による改正後 条例」という。)附則第二条第一項の規定による勤務延長(改正条例による改正後 条列」という。)附則第二条第一項の規定による勤務延長(改正条例による改正後 条列」という。)所列第二条例第六十六号。以下「改正 以下この条及び附則第二条第二条。この規則による改正後の群馬県市町村立学校職員の定年等に関する規則第三 (勤務延長に関する経過措置)

次に掲げる職のうち、当該職が基準日(同項に規定する基準日をいう。以下この条2 改正条例附則第二条第二項の教育委員会が人事委員会の承認を得て定める職は、 職(当該職に係る定年が新条例第三条に規定する定年である職に限る。)とする。関する条例(次項において「旧条例」という。)第三条に規定する定年)を超える 条において同じ。)が基準日の前日における新条例定年(同日が令和五年三月三十 る新条例定年(改正条例附則第二条第二項に規定する新条例定年をいう。以下この 一日である場合には、改正条例による改正前の群馬県市町村立学校職員の定年等に において同じ。)の前日に設置されていたものとした場合において、基準日におけ 基準日以後に新たに設置された職

一 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職

おいて、同日における当該職に係る新条例定年(同日が令和五年三月三十一日であ担教職員は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合に 改正条例附則第二条第二項の教育委員会が人事委員会の承認を得て定める県費負

(暫定再任用の選考に用いる情報) 旧条例第三条に規定する定年)に達している県費負担教職員とする。

第二項に規定する教育委員会が人事委員会の承認を得て定める情報は、これらの規三条(改正条例附則第三条第一項及び第二項並びに改正条例附則第四条第一項及び 定に規定する者についての次に掲げる情報とする。

人事評価の結果その他勤務の状況を示す事実に基づく従前の勤務実績

同じ。)を行う職の職務遂行に必要とされる経験又は資格の有無その他暫定再任条第一項若しくは第二項の規定により採用することをいう。以下この号において一 暫定再任用(改正条例附則第三条第一項若しくは第二項又は改正条例附則第四 用を行う職の職務遂行上必要な事項

得て定める定年前再任用短時間勤務県費負担教職員) 教育委員会が人事委員会の承認を得て定める者及び教育委員会が人事委員会の承認を (改正条例附則第八条の教育委員会が人事委員会の承認を得て定める短時間勤務の職

月一日、令和十一年四月一日及び令和十三年四月一日をいう。以下この条において務の職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日(令和七年四月一日、令和九年四第四条 改正条例附則第八条の教育委員会が人事委員会の承認を得て定める短時間勤 勤務の職」という。)を占める県費負担教職員が、常時勤務を要する職でその職務当年齢(新条例第十一条に規定する短時間勤務の職(以下この条において「短時間同じ。)の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における定年相 規定する定年である短時間勤務の職に限る。)とする。年相当年齢を超える短時間勤務の職(当該職に係る定年相当年齢が新条例第三条に 条に規定する定年をいう。以下この条において同じ。)が基準日の前日における定 が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新条例第三 年前再任用短時間勤務学校職員」に改める。

基準日以後に新たに設置された短時間勤務の職

基準日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

2 規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、 る当該職に係る定年相当年齢に達している者とする。 規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日におけ - 改正条例附則第八条の教育委員会が人事委員会の承認を得て定める者は、前項に

3 同条に規定する定年前再任用短時間勤務県費負担教職員とする。 改正条例附則第八条の教育委員会が人事委員会の承認を得て定める定年前再任用 [時間勤務県費負担教職員は、第一項に規定する職が基準日の前日に設置されてい 同日における当該職に係る定年相当年齢に達している

群馬県学校職員の勤務時間、 休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに

和四年十二月二十二

群馬県教育委員会規則第二十五号 群

;馬県教育委員会教育長

亚 田 郁 美

び第十三条第一項の規定を適用する。第八条の三第一項(第一号に係る部分に限る。)、第八条の四、

年前再任用短時間勤務学校職員とみなして、改正後の規則第二条第二項、第八条、規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により採用された職員は、定

群馬県学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

第十三号)の一部を次のように改正する。 群馬県学校職員の勤務時間、 休暇等に関する規則 (平成六年群馬県教育委員会規則

員」を「定年前再任用短時間勤務学校職員」に改める。 第二条第二項第三号並びに第八条第一号及び第二号中 「再任用 短 時間勤務学校 職

第一項若しくは第二項」を「第二十二条の四第一項」に改める。 第八条の二中「第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の

より採用された学校職員をいう。以下同じ。)」を「定年前再任用短時間勤務学校職四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定に 勤務学校職員」に改め、同項第二号中「再任用学校職員(地方公務員法第二十八条の第八条の三第一項第一号中「再任用短時間勤務学校職員」を「定年前再任用短時間 員」に改め、同条第四項第二号中「再任用学校職員」を「定年前再任用短時間勤務学 校職員」に改める。

用短時間勤務学校職員」を「定年前再任用短時間勤務学校職員」に改める。 第八条の四中「掲げる率」を「定める率」に改め、同条第一号及び第二号中 任

職員」に改める。 第十一条第二号及び第三号中「再任用学校職員」を「定年前再任用短時間勤務学校 第十二条第三項及び第十三条第一項第二号中 「再任用短時間勤務学校職員」 を 定

(施行期日)

1 この規則は、 令和五年四 月一日 から施行する。

(経過措置)

2 地方公務員法の一部を改正する法律(令和三年法律第六十三号。 間勤務学校職員」という。)とみなして、改正後の規則第八条の二、第八条の三第 二項(これらの規定を改正法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場 三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第六条第一項若しくは第 という。) 附則第四条第一項若しくは第二項(これらの規定を改正法附則第九条第 二項第三号に規定する定年前再任用短時間勤務学校職員(以下「定年前再任用短時 職員の勤務時間、休暇等に関する規則(以下「改正後の規則」という。)第二条第 合を含む。)の規定により採用された職員は、この規則による改正後の群馬県学校 改正法附則第六条第一項又は第二項(これらの規定を改正法附則第九条第三項 項(第二号に係る部分に限る。)及び第四項並びに第十一条の規定を適用する。 以下「改正法

令和四年十二月二十三日ここに公布する。群馬県公立学校等会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則を群馬県公立学校等会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則を

群馬県教育委員会教育長 平 田 郁

美

則群馬県公立学校等会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部を改正する規群馬県教育委員会規則第二十六号

別表第四中別表第四中間を次のように改正する。 員会規則第二十三号)の一部を次のように改正する。 群馬県公立学校等会計年度任用職員の給与等に関する規則(令和二年群馬県教育委

Ó Ó <u>_</u> 四 四 一、二九〇円 九 ţ t 四 Ŧ, 四 七一〇円 三九〇円 五〇〇円 三四〇円 〇三〇円 五五〇円 九七〇円 六〇〇円 八一〇円 六六〇円 五〇〇円 九二〇円 一三〇円 一〇〇円 一四〇円 -〇 〇 円 <u>_</u> Ó Ó 九 四 匹 四 t $\stackrel{-}{\prec}$ 垂 0110円 三七〇円 七七〇円 二七〇円 1110円 九二〇円 六六〇円 七二〇円 〇七〇円 四二〇円 四七〇円 五二〇円 八二〇円 八七〇円 一二〇円 七〇円 一〇〇円

	二七、	二六、	五、	五、	1 111,	1 111 1	1111	1 1 ,	$\frac{1}{0}$	九、	九、	八、	八、	一七、	一七、	一六、	五、	五、	四、	四四	1 11,	= = = = = = = = = = = = = = = = = = = =	11,	
	〇五〇円	四七〇円	八九〇円	三一〇円	六二〇円	〇四〇円	四六〇円	八八〇円	五五〇円	九七〇円	三九〇円	八一〇円	11三0円	六六〇円	〇八〇円	五〇〇円	九二〇円	三四〇円	七六〇円	一八〇円	六〇〇円	0110円	四五〇円	八七〇円
									•	•							•	•		•		•		
							を																	
T	= 0,	二九、	二八、	二八、	二六、	三五、	を二五、	二四、	1 111					一九、	一九、	一八、	一七、	一七、	一六、	一五、	一五、	一四、] =],	

「一四八円」を「一七一円」

に

四 八	四、二三〇
四八	四三、六五〇円
四七	四三、〇七〇円
四六	四二、〇六〇円
四五	四一、四八〇円
四五	四〇、九〇〇円
四四四四	四〇、三二〇円
四三	三九、二四〇円
四	三八、六六〇円
四四	三八、〇九〇円
四	三七、五一〇円
四〇	三六、三六〇円
三九	三五、七八〇円
三八	三五、二〇〇円
三八	三四、六二〇円
三七	三三、三八〇円
三六	三二、八〇〇円
三五	1111、11110円
三五	三一、六五〇円
11 11 11	三〇、三〇〇円
11[11]	二九、七二〇円
=======================================	二九、一四〇円
=	二八、五六〇円

																		_	「別に、				
																			別表第五中、「十二・	四七、	四六、	四六、	四五、
五九〇	五七〇	五四〇	五一〇	四八〇	四五〇	四三〇	四〇〇	三七〇	三四〇	1=1110	= 0	二六〇	1 1110		1100	1100	<u> </u>	100	五二・九	五〇	九三〇	三五〇	七七〇
<u>Ħ</u>	Ħ	Ħ	Ħ	Ĕ	Ħ	Ħ	Ħ	Ħ	Ħ	Ħ	Ħ	Ħ	Ħ	Ħ	Ħ	Ĕ	Ĕ	Ħ	を「十	Ä	Ħ	Ĕ	円
																			圭	_			
																				五	五.	五.	五
六	六	六	五	五.	五.	四	四	四	=	=	=	-	=	-	_	_	_	_	に改める。	一、	九		〇、 六
六六〇円	六三〇日	六〇〇円	五七〇円	四〇	<u> </u>	八〇	四五〇円	四110日	三九〇円	三六〇円	11110 Е	九〇円	六〇	 	100Е	100E	四〇日	一 〇 四	వే.	五六〇円	<u> </u>	二六〇円	一〇円
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円		円	円	円	尸

一、三九〇円	一、三六〇円	一、二九〇円	一、二六〇円	一、二三〇円	一、二一〇円	一、一二〇円	一、一〇〇円	一、〇七〇円	一、〇四〇円	九八〇円	九五〇円	九二〇円	九〇〇円	八七〇円	八四〇円	八一〇円	七九〇円	七六〇円	七三〇円	七〇〇円	六八〇円	六五〇円	六二〇円
								を															
一、五四〇円	一、五一〇円	一、四三〇円	一、四〇〇円	一、三七〇円	一、三四〇円	一、二六〇円	1、11三0円	1、1100円	一、一六〇円	一、一〇〇円	1、0七0円	一、〇四〇円	1、010円	九七〇円	九四〇円	九一〇円	八八〇円	八五〇円	八二〇円	七九〇円	七六〇円	七三〇円	七00円

に改める。

二、二一〇円	二、一八〇円	11、1三〇円	二、一〇円	二、〇八〇円	二、〇五〇円	二、〇〇〇円	一、九八〇円	一、九五〇円	一、九二〇円	一、八七〇円	一、八四〇円	一、八一〇円	一、七九〇円	一、七三〇円	一、七〇〇円	一、六八〇円	一、六五〇円	一、五九〇円	一、五六〇円	一、五三〇円	一、五一〇円	一、四四〇円	一、四二〇円
二、四四〇円	二、四一〇円	11、川六〇円	11、川川〇田	11、1100円	二、二七〇円	11、1110円	二、一九〇円	二、一五〇円	11、1110円	二、〇七〇円	二、〇四〇円	二、〇一〇円	一、九八〇円	一、九二〇円	一、八九〇円	一、八六〇円	一、八三〇円	一、七六〇円	一、七三〇円	一、七〇〇円	一、六七〇円	1、六〇〇円	一、五七〇円

この規則は、 $\vec{}$ 二六〇円 11三0円 令和五年四月一日から施行する。 二 _

四七〇円 五〇〇円

項の規定による給料に関する規則をここに公布する。 群 ||馬県職員の給与に関する条例附則第十七項、 令和四年十二月二十三日 第十九 項、 第 _ + _ 項又は第二十

群馬県人事委員会委員長 森 田

均

群馬県人事委員会規則第二十七号 第十九項、 第二十一項又は第二

群馬県職員の給与に関する条例附則第十七項、 十二項の規定による給料に関する規則

十五号。以下「給与条例」という。) 附則第十七項、第十九項、第二十一項又は第第一条 この規則は、群馬県職員の給与に関する条例(昭和二十六年群馬県条例第五 二十二項の規定による給料に関し必要な事項を定めるものとする。

第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとこ ろによる。

号。以下「定年条例」という。) 第六条に規定する管理監督職をいう。管理監督職 群馬県職員の定年等に関する条例(昭和五十九年群馬県条例第六

一 異動期間 定年条例第九条第一項に規定する異動期間(同条の規定により延長 された期間を含む。)をいう。

下「法」という。) 第二十八条の二第四項に規定する他の職への降任等をされた三 特例任用後降任等職員 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号。以 う。)の前日において第一項特例任用職員(定年条例第九条第一項又は第二項の職員であって、給与条例附則第十七項に規定する異動日(以下「異動日」とい れた管理監督職を占める職員をいう。以下同じ。)であったものをいう。 又は第三項特例任用職員(同条第三項又は第四項の規定により異動期間を延長さ 規定により異動期間を延長された管理監督職を占める職員をいう。以下同じ。)

特定日 給与条例附則第十五項に規定する特定日をいう。

降格のうち、 人事委員会規則第四号。以下「初任給規則」という。)第二条第三号に規定する 降格 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和三十二年群馬県 法第二十八条の二第四項に規定する他の職への降任等に伴うものを

に属する職務への異動をいう。 の適用を異にしない初任給規則別表第七に定める初任給基準表(第七条第一項 一号において「初任給基準表」という。)に異なる初任給の定めがある他の職 初任給基準異動 給与条例第四条第一項の給料表(以下「給料表」という。)

給料表異動 給料表の適用を異にする異動をいう。

降号 初任給規則第二条第四号に規定する降号をいう。

九八

きは、その端数を切り捨てた額))をいう。 り定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数 休暇等に関する条例(平成六年群馬県条例第三十五号)第二条第二項の規定によという。)をしている職員にあっては、当該給料月額に群馬県職員の勤務時間、 十号)第十条第一項又は第十七条の規定による勤務(以下「育児短時間勤務等」 高の号給の給料月額(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百 (以下「算出率」という。)を乗じて得た額(その額に一円未満の端数があると 上限額 給与条例第四条第三項の規定により職員が属する職務の級における最

十 その者の号給等 当該職員に適用される給料表並びにその職務の級及び号給を いう。

(給与条例附則第十七項の人事委員会規則で定める職員)

第三条 する。 給与条例附則第十七項の人事委員会規則で定める職員は、 次に掲げる職員

後降任等職員を除く。)のうち、次に掲げる職員 法第二十八条の二第四項に規定する他の職への降任等をされた職員 (特例任

イ 異動日以後に初任給基準異動をした職員

異動日から特定日までの間に降格又は降号をした職員

二 異動日以後に人事委員会の承認を得てその号給を決定された職員又は人事委勤務等を開始し、特定日前に当該育児短時間勤務等を終了した職員を除く。) 異動日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員(異動日以後に育児短時

員会の定めるこれに準ずる職員

じ。)をされた職員 より当該改定前に受けていた給料月額が増額又は減額されることをいう。 (給料月額の改定をする条例が制定された場合において、当該条例による改定に 異動日の前日から特定日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定

(給与条例附則第十九項の人事委員会規則で定める職員)

の支給) 第四条 給与条例附則第十九項の人事委員会で定める職員は、同項に規定する任命を (他の職への降任等をされた職員に対する給与条例附則第二十一項の規定による給料 された日(以下「任命日」という。)以後に育児短時間勤務等をした職員とする。

第五条 ける職員のうち、次の各号に掲げる職員となり、特定日に給与条例附則第十五項の用後降任等職員を除く。)であって、異動日の前日から引き続き給料表の適用を受光五条 法第二十八条の二第四項に規定する他の職への降任等をされた職員(特例任

給料月額との差額に相当する額を、給与条例附則第二十一項の規定による給料とし特定日以後の当該各号に掲げる職員となった日以後、第五条基礎給料月額と特定日上た場合に対立る額(第三項の規定の適用を受ける職員を除く。)を除く。)には、じ当該各号に定める額(第三号イに掲げる職員以外の職員にあっては、当該額に、じ当該各号に定める額(第三号イに掲げる職員以外の職員にあっては、当該額に、じ当該各号に定める額(第三号イに掲げる職員以外の職員にあっては、当該額に、じ当該各号に定める額(第三号イに掲げる職員以外の職員にあっては、当該額に、当該額に、以下この項においこととなる職員以外の職員にあっては、当該額に、当該額に、以下この領においこととなる職員以外の職員にあっては、当該額に、当該額員となったものとがる職員となったものにあっては、特定日に当該各号に掲げる職員になったものと規定により当該職員が受ける給料月額(特定日後に第一号、第三号又は第四号に掲規定により当該職員が受ける給料月額(特定日後に第一号、第三号又は第四号に掲

当該差額を合算した額)に相当する額を減じた額に百分の七十を乗じて得た額のは、それぞれのとした場合にあったものとした場合(降格又は降号を二回以上した場合にあっては、それぞれの対応する給料月額に相当する額と当該降格又は降号後のその者の号給等に対応する給料月額との差額(降格又は降号をした場合の同日のその者の号給等に対応する給料月額とのおで日までの間に降格又は降号をした職員(第四号に掲げる職員を職員が受けることとなる給料月額に相当する額に百分の七十を乗じて得た額職員が受けることとなる給料月額に相当する額に百分の七十を乗じて得た額職員が受けることとなる給料月額に相当する額に百分の七十を乗じて得た額職員が受けることとなる給料月額に相当する額に百分の七十を乗じて得た額職員が受けることとなる給料月額に相当する額に百分の七十を乗じて得た額職員が受けることとなる給料月額に相当する額を減じた額に百分の七十を乗じて得た額、異動等があったものとした場合にあっては、異動等があったものとした場合にあっては、異動等があったものとした場合にあった場合にあっては、異動等があったものとした場合にあっては、それぞれの名給料月額との差額に百分の七十を乗じて得た額、異動等があったものとした場合にあった場合にあっては、それぞれの表別を記している。

て支給する。

たときはこれを百円に切り上げた額)に算出率を乗じて得た額(その額に一円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じて 特定日以後に現に育児短時間勤務等をしている職員 異動日の前日のその者に掲げる職員の区分に応じ、次に定める額 異動日の前日以後に育児短時間勤務等を終了した職員を除く。) 次三 異動日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員(異動日以後に育児短時間勤

る。

月額に百分の七十を乗じて得た額ローイに掲げる職員以外の職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する給料

未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)

異動日以後に人事委員会の承認を得てその号給を決定された職員又は人事委員

月額欄に掲げる給料月額に百分の七十を乗じて得た額をされた職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する特定日の給料表の給料 異動日の前日から特定日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定会の定めるこれに準ずる職員 人事委員会の定める額

計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第五条前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合

る給料月額との差額」とする。基礎給料月額と特定日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受け

のとする。 第一項第一号から第三号までのいずれかに該当する職員であって同項第五号までのいずれかに該当する職員であるものとし、当該職員につける職員に該当する職員に対する前二項の規定の適用については、当該職員は第一げる職員に該当する職員に対する前二項の規定の適用については、当該職員は第一げる職員に該当する職員に対する前二項の規定の適用については、当該職員は第一のとする。

る給料月額との差額」とする。 基礎給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受け基礎給料月額と異動日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受け計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第六条2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合

月額と異動日給料月額との差額に相当する額を、給与条例附則第二十一項の規定にく。)には、異動日以後の当該各号に掲げる職員となった日以後、第七条基礎給料掲げる職員に該当する職員(第三項の規定の適用を受ける職員を除く。)を除

給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額があるときは、そのうち最給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額にあって間のその者の号れま及び初任給基準表における初任給の定めが引き続き適用されているものとした場合にあっては、仮定異動期間末日の前日にそれらの給料表異動等が順上あった場合にあっては、仮定異動期間末日の前日にそれらの給料表異動等が順上あった場合にあっては、仮定異動期間末日の前日にそれらの給料表異動等が順上あった場合にあっては、仮定異動期間末日の前日にそれらの給料表異動等が順上あった場合にあっては、仮定異動期間末日の前日にそれらの給料表異動等が順上あった場合にあっては、仮定異動期間末日の前日まで当該給料表異動等後に適用されている給料表及び初任給基準表における前日まで当該給料表異動等後に適用されている給料表及び初任給基準表における く。) 仮定異動期間末日の前日に当該給料表異動等があり、同日から異動日の仮定異動期間末日以後に給料表異動等をした職員(第四号に掲げる職員を除 も多い給料月額に相当する額)に百分の七十を乗じて得た額

3

の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、こく。) 異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額(仮定異動期間末日く。以下この号において同じ。)又は降号をした職員(第四号に掲げる職員を除て定異動期間末日から異動日までの間に降格(職員の同意を得て行うものを除 4

の区分に応じ、次に定める額 仮定異動期間末日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員 次に掲げる職

の号給等に対応する給料月額(仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日イ 異動日以後に現に育児短時間勤務等をしている職員 異動日の前日のその イに掲げる職員以外の職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する給料て得た額(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額) る場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額)に百分の七十を乗じて得での間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額があ た額(当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以 百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額)に算出率を乗じ ま

多い給料月額に相当する額)に百分の七十を乗じて得た額 .対応する給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も、額(仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等

は人事委員会の定めるこれに準ずる職員 仮定異動期間 |末日以後に人事委員会の承認を得てその号給を決定され た職員又

> Ŧi. 料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に 日までの間のその者の号給等に対応する異動日の給料表の給料月額欄に掲げる給 料表の給料月額欄に掲げる給料月額(仮定異動期間末日の前日から異動日の前々 相当する額)に百分の七十を乗じて得た額 減額改定をされた職員 仮定異動期間末日の前日から異動日までの間の給料表の給料月額 異動日の前日のその者の号給等に対応する異動日 が増額改定 \mathcal{O} 給

基礎給料月額と異動日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受け計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第七条 る給料月額との差額」とする。 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との 四項中「第七条和料月額との合

ものとする。料月額について異動日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用料月額について異動日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用 ついて適用される第七条基礎給料月額は、同項第一号から第三号までに規定する。一項第一号から第三号までのいずれかに該当する職員であるものとし、当該職員は掲げる職員に該当する職員に対する前二項の規定の適用については、当該職員は5 第一項第一号から第三号までのいずれかに該当する職員であって、同項第五号 6欄に掲げる給料月額を用いて、算出する||同項第一号から第三号までに規定する給 いて、算出す 同項第五号に 質に 第

料の支給) (降任等相当給料表異動をした職員に対する給与条例附則第二十二項の規定による給 員会の定める額を、給与条例附則第二十一項の規定による給料として支給する。項の規定の適用を受ける職員を除く。)には、人事委員会の定める日以後、人事 第一項第一号から第五号までのうち二以上の号に掲げる職員に該当する職員 人事 事委

第八条 降任等相当給料表異動(法第二十八条の二第一項ただし書に規定する他の職第八条 降任等相当給料表異動のうち、当該給料表異動後の職員の職務の級より下位の職務の級となる場合のものをいう。以下この条及び次条において同じ。)をした職員を除く。第四項において同じ。)であって、降任等相当転任日(当該降任等相当給料表異動の前日に給料表異動があったものとした場合の職員の職務の級より下位の職務の級となる場合のものをいう。以下この条及び次条において同じ。)をした職員を除く。第四項において同じ。)であって、降任等相当給料表異動があったものとした場合の職員の職務の級が当該給料第八条 降任等相当給料表異動(法第二十八条の二第一項ただし書に規定する他の職 おいて「特定日給料月額」という。)が降任等相当転任日の前日に降任等相当転任日に給与条例附則第十五項の規定により当該職員が受ける給料月額(以下この項に 給料月額との差額に相当する額を、給与条例附則第二十二項の規定による給料としう。) に達しないこととなる職員には、特定日以後、第八条基礎給料月額と特定日 これを百円に切り上げた額。以下この条において「第八条基礎給料月額」と の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときは ととなる給料月額に相当する額に百分の七十を乗じて得た額(当該額に五十円未満 日において適用される給料表の適用を受けるものとした場合に当該職員が受けるこ

2 前項の規定による給料の - 限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第八.規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との

る給料月額との差額」とする。 基礎給料月額と特定日給料月額との差額」とあるのは、 「上限額と当該職員の受け

- 3 4 料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、 適用される第八条基礎給料月額は、第一項に規定する給料月額について特定日の給減額改定をされた職員に対する前二項の規定の適用については、当該職員について、降任等相当転任日の前日から特定日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は 算出するものとする。
- 一 降任等相当転任日後に給料表異動等をした職員める額を、給与条例附則第二十二項の規定による給料として支給する。 職員であって、次に掲げる職員には、人事委員会の定める日以後、人事委員会の定き給料表の適用を受ける職員のうち、給与条例附則第十五項の規定の適用を受ける降任等相当給料表異動をした職員であって、降任等相当転任日の前日から引き続
- 降任等相当転任日から特定日までの間に降格又は降号をした職員
- た職員を除く。 日以後に育児短時間勤務等を開始し、特定日前に当該育児短時間勤務等を終了し一 降任等相当転任日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員(降任等相当転任
- は人事委員会の定めるこれに準ずる職員 降任等相当転任日以後に人事委員会の承認を得てその号給を決定された職員又

第九条 第一項特例任用職員又は第三項特例任用職員から降任等相当給料表異動をし 料月額」という。)に達しないこととなる職員には、降任等相当転任日以後、第九数を生じたときはこれを百円に切り上げた額。以下この条において「第九条基礎給額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端は、そのうち最も多い給料月額に相当する額)に百分の七十を乗じて得た額(当該 項の規定による給料として支給する。 るものとした場合に、仮定異動期間末日の前日から降任等相当転任日の前々日まで を受け、同日から降任等相当転任日の前日まで当該給料表が引き続き適用されてい等に対応する給料月額に相当する額(仮定異動期間末日の前日に当該給料表の適用 る給料表の適用を受けるものとした場合の降任等相当転任日の前日のその者の号給月額」という。)が降任等相当転任日の前日に降任等相当転任日において適用され 十五項の規定により当該職員が受ける給料月額(以下この項において「転任日給料(第四項各号に掲げる職員を除く。)のうち、降任等相当転任日に給与条例附則第 条基礎給料月額と転任日給料月額との差額に相当する額を、給与条例附則第二十二 の間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額があるとき た職員であって、降任等相当転任日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員

- 基礎給料月額と転任日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受け計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第九条」 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合
- 員について適用される第九条基礎給料月額は、第一項に規定する給料月額について額改定又は減額改定をされた職員に対する前二項の規定の適用については、当該職の定異動期間末日の前日から降任等相当転任日までの間の給料表の給料月額が増

- 降任等相当転任日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、 算出するもの
- 4 第一項特例任用職員又は第三項特例任用職員から降任等相当給料表異動をした職 ち、給与条例附則第十五項の規定の適用を受ける職員であって、 項の規定による給料として支給する。 は、人事委員会の定める日以後、人事委員会の定める額を、 員であって、降任等相当転任日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のう 給与条例附則第二十二 次に掲げる職員に
- 降任等相当転任日後に給料表異動等をした職員
- うものを除く。) 又は降号をした職員 仮定異動期間末日から降任等相当転任日までの間に降格 (職員の同意を得て行
- 仮定異動期間末日の前日以後に育児短時間勤務等をした職
- 仮定異動期間末日以後に人事委員会の承認を得てその号給を決定された職員又

兀

(特例任用期間降格等職員に対する給与条例附則第二十二項の規定による給料は人事委員会の定めるこれに準ずる職員

第十条 又は給料表異動により当該給料表異動後の職員の職務の級が当該給料表異動の前前日までの間において、降格(職員の同意を得て行うものに限る。)をされた職ら法第二十八条の二第一項に規定する他の職への昇任、降任又は転任をされる日 を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれをが、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額(当該額に五十円未満の端数職員が受ける給料月額(以下この項において「降格等相当日給料月額」という。) も遅い日。以下この条において同じ。)に給与条例附則第十五項の規定により当該特例任用期間降格等職員となった日(当該日が二以上あるときは、当該日のうち最ら引き続き給料表の適用を受ける職員(第四項各号に掲げる職員を除く。)のうち、た職員をいう。以下この条において同じ。)であって、仮定異動期間末日の前日か 第十条基礎給料月額と降格等相当日給料月額との差額に相当する額を、給与条例 しないこととなる職員には、特例任用期間降格等職員となった日から法第二十八条百円に切り上げた額。以下この条において「第十条基礎給料月額」という。)に達 則第二十二項の規定による給料として支給する。 の二第一項に規定する他の職への昇任、降任又は転任をされる日の前日までの間、 に給料表異動があったものとした場合の職員の職務の級より下位の職務の級となっ 特例任用期間降格等職員(第三項特例任用職員のうち、仮定異

- これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する 格等職員となった日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、 の者の号給等に対応する給料月額(仮定異動期間末日の前日から特例任用期間降 次号に掲げる職員以外の職員 特例任用期間降格等職員となった日の前日のそ に百分の七十を乗じて得た額
- 下位の職務の級となるものに限る。)をした職員 該給料表異動の前日に給料表異動があったものとした場合の職員の職務の級より 仮定異動期間末日以後に給料表異動(当該給料表異動後の職員の職務の級 特例任用期間降格等職員とな

よりも多い給料月額があるときは、そのうち最も多い給料月額に相当する額)に職員となった日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これされているものとした場合に、仮定異動期間末日の前日から特例任用期間降格等 異動期間末日の前日に当該給料表異動があり、同日から特例任用期間降格等職員職員となった日の前日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額(仮定 となった日の前日まで当該給料表異動後に適用されている給料表が引き続き適用 百分の七十を乗じて得た額 適用を受ける職員への給料表異動があったものとした場合の特例任用期間降格等 た日の前日に特例任用期間降格等職員となった日において適用される給料表

- 基礎給料月額と降格等相当日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第十条1 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合 受ける給料月額との差額」とする。
- する給料月額について特例任用期間降格等職員となった日の給料表の給料月額欄については、当該職員について適用される第十条基礎給料月額は、第一項各号に規定表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた職員に対する前二項の規定の適用に表の企異動期間末日の前日から特例任用期間降格等職員となった日までの間の給料 掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。
- って、次に掲げる職員には、人事委員会の定める日から法第二十八条の二第一項にの適用を受ける職員のうち、給与条例附則第十五項の規定の適用を受ける職員であ、特例任用期間降格等職員であって、仮定異動期間末日の前日から引き続き給料表 定める額を、給与条例附則第二十二項の規定による給料として支給する。規定する他の職への昇任、降任又は転任をされる日の前日までの間、人事委員会の
- 条第二号に規定する昇格をした職員 する他の職への昇任、降任又は転任をされる日の前日までの間に初任給規則第二特例任用期間降格等職員となった日の翌日から法第二十八条の二第一項に規定
- く。)をした職員 たものとした場合の職員の職務の級より下位の職務の級となる場合のものを除当該給料表異動後の職員の職務の級が当該給料表異動の前日に給料表異動があっ 特例任用期間降格等職員となった日以後に給料表異動等(給料表異動のうち、
- 員の同意を得て行うものを除く。)又は降号をした職員 仮定異動期間末日から特例任用期間降格等職員となった日までの間に降格
- 仮定異動期間末日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員
- 五. は人事委員会の定めるこれに準ずる職員 仮定異動期間末日以後に人事委員会の承認を得てその号給を決定された職員又
- 次の各号に掲げる職員となり、任命日に給与条例附則第十五項の規定により当該職よる任命をされた職員のうち、任命日以後に育児短時間勤務等をした職員であって、十一条「警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)第五十六条の四第一項の規定に あっては、任命日に当該各号に掲げる職員となったものとした場合に任命日に同項員が受ける給料月額(任命日以後に第一号又は第二号に掲げる職員となったものに

- 月額と任命日給料月額との差額に相当する額を、給与条例附則第二十二項の規定に よる給料として支給する。 職員には、任命日以後の当該各号に掲げる職員となった日以後、第十一条基礎給料 いて「任命日給料月額」という。)が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額 の規定により当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額。以下この条に (以下この条において「第十一条基礎給料月額」という。) に達しないこととなる
- 一 任命日以後に現に育児短時間勤務等をしている職員 数を生じたときはこれを百円に切り上げた額)に算出率を乗じて得た額(その額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端行の職務の級及び号俸に対応する俸給月額に百分の七十を乗じて得た額(当該額五号。以下「給与法」という。)第六条第一項第四号イに規定する公安職俸給表 ─の職務の級及び号俸に対応する俸給月額に百分の七十を乗じて得た額(当該五号。以下「給与法」という。)第六条第一項第四号イに規定する公安職俸給 に一円未満の端数があるときは、 が適用を受けていた一般職の職員の給与に関する法律 その端数を切り捨てた額) (昭和二十五年法律第九十 任命日の前日に当該職
- 与法第六条第一項第四号イに規定する公安職俸給表一の職務の級及び号俸に対応前号に掲げる職員以外の職員 任命日の前日に当該職員が適用を受けていた給 に切り上げた額) たときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円 する俸給月額に百分の七十を乗じて得た額(当該額に、五十円未満の端数を生

(人事交流等職員に対する給与条例附則第二十二項の規定による給料の支給) 以外の職に採用された職員(以下この条において「人事交流等職員」とい初任給規則第十五条各号に掲げる者から人事交流等により引き続いて管理

きは、仮定特定日に職員であったものとして給与条例附則第十五項の規定が適用さおける最初の四月一日(以下この条において「仮定特定日」という。)後であると り当該職員が受ける給料月額(人事交流等職員となった日が六十歳に達した日後に項各号に掲げる職員を除く。)のうち、特定日に給与条例附則第十五項の規定によ あって、人事交流等職員となった日から引き続き給料表の適用を受ける職員(第四動日とみなされる日(以下この条において「みなし異動日」という。)がある者で う。)のうち人事交流等職員となった日(当該日が二以上あるときは、当該日のう 与条例附則第二十二項の規定による給料として支給する。定日)以後、第十二条基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を、 この項において「特定日給料月額」という。)がみなし異動日の前日に職員となっ ち最も遅い日。以下この条において同じ。)前に職員であったものとした場合に異 監督職以外の職に採用された職員(以下この条において「人事交流等職員」と 事交流等職員となった日(特定日前に人事交流等職員となった場合にあっては、 において「第十二条基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員には、 五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額。以下この 十を乗じて得た額(当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、 たものとした場合に当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額に百分の れた場合に仮定特定日に当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額。以下

ける給料月額との差額」とする。 条基礎給料月額と特定日給料月額との差額」とあるのは、 「上限額と当該職員の受

- 3 の適用については、人事交流等職員について適用される第十二条基礎給料月額は、いて同じ。)までの間の給料表の給料月額が改定された場合における前二項の規定交流等職員となった日が仮定特定日後であるときは、仮定特定日。以下この項にお を用いて、算出するものとする。 第一項に規定する給料月額について特定日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額 給料月額の改定をする条例の制定により、みなし異動日の前日から特定日(人事
- 事委員会の定める額を、給与条例附則第二十二項の規定による給料として支給する。適用を受ける職員であって、次に掲げる職員には、人事委員会の定める日以後、人日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、給与条例附則第十五項の規定の、人事交流等職員のうちみなし異動日がある者であって、人事交流等職員となった て人事交流等職員となったもの及びこれに準ずるもの 人事交流等により引き続いて初任給規則第十五条各号に掲げる者となり引き続い かつて第一項特例任用職員又は第三項特例任用職員として勤務していた者で、
- 人事交流等職員となった日後に給料表異動等をした職員
- 人事交流等職員となった日から特定日までの間に降格又は降号をした職員 人事交流等職員となった日(特定日前に人事交流等職員となった場合にあって 特定日)以後に育児短時間勤務等をした職員

五. た職員又は人事委員会の定めるこれに準ずる職員 人事交流等職員となった日以後に人事委員会の承認を得てその号給を決定され

(この規則により難い場合の措置)

承認を得て、別段の取扱いをすることができる。すると認められるときその他の特別の事情があるときは、あらかじめ人事委員会の料の支給について、この規則の規定による場合には、他の職員との均衡を著しく失第十三条 条例附則第十七項、第十九項、第二十一項又は第二十二項の規定による給

一項又は第二十二項の規定による給料の支給に関し必要な事項は、第十四条 この規則に定めるもののほか、給与条例附則第十七項、第 (雑則) める。 第十九項、 人事委員会が定 第二十

附 則

この規則は、 令 和五年四月一日から施行する。

布する。 員の初任給、 昇格、 昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公

令和四年十二月二十三

群馬県人事委員会規則第二十八号

群馬県人事委員会委員長 森 田 均

> 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則 (の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和三十二年群馬県人事委員会職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

別表第八イの表2級の欄中規則第四号)の一部を次のように改正する。

38 26 39 27 40 27 40 28 41 29	20	_	_
10 28 28 41 29 42 42 43 31 32 32 33 34 34 35 35 36 36 37 37 37 37 37 37	38	26	5
10 28 28 41 29 42 42 43 31 32 32 33 34 34 35 35 36 36 37 37 37 37 37 37		_	14.4
10 28 28 41 29 42 42 43 31 32 32 33 34 34 35 35 36 36 37 37 37 37 37 37	39)
10 28 28 41 29 42 42 43 31 32 32 33 34 34 35 35 36 36 37 37 37 37 37 37	39		-
40 41 42 42 42 43 30 31 32 32 33 33 34 34 35 36 36 37	40		-
41	40	-	4
41 29 42 30 43 31 32 32 33 34 34 35 35 36 36 37	41	28	
42 29 42 30 43 31 32 32 33 34 34 35 35 36 36 36 37		29	
42 30 30 31 32 32 33 34 34 35 35 36 36 37 37		29	Ē
43 30 31 31 32 32 33 33 34 34 35 35 36 36 37		30	
*** 31 32 32 33 33 34 34 35 35 36 36 37		30	
を 31 32 32 33 33 34 34 35 35 36 36 36	40	31	
32 33 33 34 34 35 35 36 36 36	を		
33 33 34 34 35 35 36 36 36		32	
33 34 34 35 35 36 36 36		32	
34 34 35 35 36 36 36		33	
34 35 35 36 36 37		33	
35 35 36 36 37		34	
35 36 36 37		34	
36 36 37		35	
36 37		35	
37		36	
		36	
37		37	
1 1		37	
		1 1	

	_		_		_	36	_	_	38
42		25		26		36	25		38
43		26		27		37	26		39
44		26		28		37	26		39
45		27		29		38	26		40
45		27		29		38	27		4
46		28		29		39	27		4
46		28		30		39	27		4
47		29		30		40	28		4:
47		29		30		40	28		4:
48		30		31		41	28		43
48		30		31	_	11	29	_	-
49		31		31		に	29		を
50		31		32		改め、	30		
51	_		<u></u>	- ,	•		30		
52		に、		を		別表	31		
53						第	31		
54						第八ハの	32		
55							32		
56						表。	33		
57						2 級	33		
57						の欄	34		
57						中	34		
58							35		
58							35		
								I	

_	58	_	
41	59	42	
42	59	43	
42	59	44	
43	60	45	
43	60	45	
44	60	46	
44	61	46	
45	61	47	
46	62	47	
47	62	48	
48	63	48	
49		49	
50	を	50	
51		51	L
52		52	
53		53	
53		54	
54		55	
54		56	
55		57	
55		57	
56		57	
56		58	
57		58	

	41	, 	5
	41		5
	42		5
	42		5
	43		6
	43		6
	44		6
	44		6
	45		6
	46		6
	47		6
	48		6
	49	_	-
	50		な
	51		
	52		
	53		
	53		
	54		
	54		
	55		
	55		
	56		
	56		
	57		
	ı		

57
58
58
58
59
59
59
60
60
60
61
61 に改め、同表3級6

	. '	
21		22
22		22
22		23
22		23
23		24
23		24
23		25
24		25
24		25
24		26
25		26
25		26
26		27
26		27
27		27
27		28
	_	_
に		を

		-
29		23
29		23
30		23
30		24
30		24
30		24
31		25
31		25
31		26
31		26
32		27
,	•	27
を		- に改め、別表第八ニの表
		_

級の欄中

28

る号給とするものとする。

事由によりその受ける号給に異動のあった職員(あらかじめ人事委員会の承認を得の適用を受けることとなった職員及び昇給又は復職時等における号給の調整以外の3 この規則の施行の日から令和五年三月三十一日までの間において、新たに給料表

て号給を決定することとされている職員を除く。

)のうち、

前項の規定の適用を受

ける号給については、改正後の規則の規定にかかわらず、改正前の規則の規定によの規則」という。)の規定による号給に達しない職員の当該適用又は異動の日におる号給が改正前の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(以下「改正前の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、改正後の規則の規定によ表の適用を受けることとなった職員及び昇給又は復職時等における号給の調整以外

	<u>群</u>	馬	社					<u> 外</u>	<u>(第5号)</u>
2 令和四年四月一日からこの規則の施行の適用する。	48 48 49 49 49 50 50 50 51 51	35 36 36 37 37 38 38 39 39 40 40 41 42	21 22 22 23 23 24 24 25 25 26 26 27	49 49 49 50 50 50 50 51 51 51 51	37 38 38 39 39 40 40 41 41 42 42 43	22 23 24 25 25 26 26 27 27 27 28 28 29	37 38 38 39 39 40 40 41 41 42 42 43	38 39 40 41 41 41 42 42 42 43 43	(第5号) 中 27 27 28 28 28 28 29 29 29 29 30 30 30
100前日までの間において、新たに給料う。)の規定は、令和四年四月一日から後の職員の初任給、昇格、昇給等の基準	51 - に改める。	43 44 45 45 46 46 46 47 47 47 48	28 28 29 30 31 32 33 33 34 34 35		44 45 45 46 46 47 47 48 48 49	30 30 31 31 32 32 33 34 35 36 37	」に改め、別表第八トの表2級の欄中	を	31 31 に改め、別表第八ホの表2級

号給については、 ける職員との均衡上必要があると認められる職員の当該適用又は異動の日における なお従前の例によることができる。

職員の給与の支給に関する規則等の一 令和四年十二月二十三日 部を改正する規則をここに公布する。

群馬県人事委員会委員長

森

田

均

群馬県人事委員会規則第二十九号

《員の給与の支給に関する規則の一部改正) 職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則

号)の一部を次のように改正する。 職員の給与の支給に関する規則(昭和三十三年群馬県人事委員会規則第

目次中「第八条」を「第八条の二」に改める。

第八条を次のように改める。

第八条 その者に係る別表第一の調整数欄に掲げる調整数(管理職手当の支給を受けるも八八条 職員(次項各号に掲げる職員を除く。)の給料の調整額は、調整基本額に のにあつては、一)を乗じて得た額とする。

乗じて得た額に、当該各号に定める数を乗じて得た額とする。 の調整数欄に掲げる調整数(管理職手当の支給を受けるものにあつては、一)を 次の各号に掲げる職員の給料の調整額は、調整基本額にその者に係る別表第

法第二十二条の四第三項に規定する定年前再任用短時間勤務職員(以下「定 勤務時間条例第二条第三項の規定に

休業法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員(以下「育児短時間勤二 育児休業法第十条第一項に規定する育児短時間勤務をしている職員及び育児 た数(以下「定年前再任用短時間勤務職員に係る算出率」という。) 短時間勤務職員等に係る算出率」という。) 務職員等」という。) より定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得 の者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数(以下「育児 年前再任用短時間勤務職員」という。) 勤務時間条例第二条第二項の規定により定められたそ

勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数 員」という。) 勤務時間条例第二条第四項の規定により定められたその者の 第四条の規定により採用された短時間勤務職員(以下「任期付短時間勤務職 条例(平成十四年群馬県条例第六十二号。以下「任期付職員条例」という。) 間勤務職員に係る算出率」という。) 育児休業法第十八条第一項又は群馬県一般職の任期付職員の採用等に関する (以下「任期付短

3 同じ。)の百分の四・五を超えるときは、給料月額の百分の四・五に相当する適用される給料表並びにその職務の級及び号給に応じた額。以下この項において 号に定める額(その額が給料月額 前二項に規定する調整基本額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各 (前項各号に掲げる職員にあつては、その者に

応じた別表第二に掲げる額 次号に掲げる職員以外の職員 当該職員に適用される給料表及び職務の級

た別表第二の二に掲げる額 - 前項第一号に掲げる職員 当該職員に適用される給料表及び職務の級に応じ

給料の調整額とする。料月額の百分の二十五に相当する額を料月額の百分の二十五を超えるときは、給料月額の百分の二十五に相当する額を、第一項及び第二項の規定にかかわらず、これらの規定による給料の調整額が給

第二章中第八条の次に次の一条を加える。

を切り捨てた額をもつて、これらの規定の額とする。 第三項に規定する調整基本額に一円未満の端数があるときは、それぞれその端数第八条の二 前条第一項、第二項及び第四項の規定による給料の調整額並びに同条

て得た額」に改める。 第九条の二各号列記以外の部分中「定める額」の下に「(その額に一円未満の端 第九条の二各号列記以外の部分中「定める額」の下に「(その額に一円未満の端 第九条の二各号列記以外の部分中「定める額」の下に「(その額に一円未満の端 があるときは、その 場だにより採用された職員(以下「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員に 係る算出率を、育児短時間勤務職員にあつてはその額に再任用短時間勤務職員に 係る算出率を、育児短時間勤務職員にあつてはその額に再任用短時間勤務職員に 係る算出率をそれぞれ乗じて得た額(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切 時間勤務職員」に改め、「(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切 り捨てた額)」を「定年前再任用短 職員」に改める。

第二十二条の二の見出し中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時務職員」に改める。第二十二条第三項第二号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間

第二十五条第二項第一号及び第二号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任勤務職員等」に改める。第二十二条の二の見出し中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間

第二十八条の二第三号イ、第二十八条の四及び第二十八条の八第一項第六号中用短時間勤務職員」に改める。

第二十九条の七の二第一項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」

第三十条の四第一号及び第二号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短分の四十八・五」に、「百分の五十三・五」を「百分の五十八・五」に改める。を「百分の六十二」に改め、同項第二号及び第三号中「百分の四十三・五」を「百に改め、同項第一号中「百分の四十七」を「百分の五十二」に、「百分の五十七」

附則に次の二項を加える。時間勤務職員」に改める。

14

は、条例附則第十五項の規定の適用を受ける職員に対する第八条第三項の規定の適 、条例附則第十五項の規定の適用を受ける職員に対する第八条第三項の規定の適用を受ける職員に対する第一とあるのは「掲げる額に百分の は、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に がり上げた額)」と、同項第一号中「掲げる額」とあるのは「掲げる額に百分の ときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に ときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じた 「応じた額に百分の七十を乗じて得た額(その額に、五十円未満の端数を生じた 用については、当分の間、同項各号列記以外の部分中「応じた額」とあるのは 用については、当分の間、同項各号列記以外の部分中「応じた額」とあるのは

額)」とする。 額)」とする。 ないでは、当分の間、同条第一号中「定める額」とあるのは、「定める額に百については、当分の間、同条第一号中「定める額」とあるのは、「定める額に百については、当分の間、同条第一号中「定める額」とあるのは、「定める額に百年のいては、当分の間、同条第一号中「定める額」とあるのは、「定める額に百年の別別の過用を例附則第十五項の規定の適用を受ける職員に対する第九条の二の規定の適用

別表第二の次に次の一表を加える。

別表第二の二(第八条関係)

\neg	行政職給料表	
	職務の級	調整基本額
	1級	5,600円
	2 級	6,500円
	3 級	7,700円
	4 級	8,200円
	5 級	8,700円
	6 級	9,500円
	7 級	10,700円
	8 級	11,700円
	9 級	13, 200円

9 殺

12,300円

11,300円 10,300円 7,200円

調整基本額

计

医療職給料表 (二)

7,600円

2 浚 1級

10,200円

4級

14,000円

3 淡

11,800円

7 0	C	ر م	σı	4	သ	2	1		II .
	級	6級	5級	級	3級	2級	級	職務の級	公安職給料表

9,600円 9,200円 8,700円 7,700円

5 殺 4級 3 浚

11

医療職給料表

 $\widehat{\Box}$

職務の級

調整基本額

8,900円

> 1級 2 殺 研究職給料表 職務の級 9,800円 8,500円 6,500円 7,800円 11,500円 調整基本額

> > 医療職給料表

職務の級

調整基本額

敍

7 公 7	6 級	特5級	5 級	4級	3 級	2級	1級		
		級						職務の級	
11,000円	9,700円	8,700円	8,500円	7,700円	7,300円	6,500円	5,700円	調整基本額	

福祉職給料表

7 級 6 殺

11,100円

特5級

9,800円 8,700円 8,700円 8,200円 7,900円 7,700円 7,100円

5 浚 4級 3 浚 2 浚

1級 職務の級 6,000円 調整基本額

													-	_	人 人 生	第二条員					
1、1三〇円	六五〇円	七〇円	一、八九〇円	一、三一〇円	七四〇円	一六〇円		一、国〇〇田	八二〇円	二四〇円		六〇〇円	三〇円	「別別表中間別表中員」に改める。	附則第二項第二号中人事委員会規則第三号)	末 職員の給与の支別の給与の支給に関	6級	5 級	4級	3級	2級
													-		- 「再壬)の一部	給に関する規則	10,700円	9,500円	8,700円	7,700円	7,200円
二、四七〇円	一、八二〇円	一、一七〇円	二、九二〇円	二、二七〇円	一、六二〇円	九七〇円	三二〇円	二、〇七〇円	一、四二〇円	七七〇円	1二0円	九二〇円	二七〇円		「再壬用短時間勤務職員」を「の一部を次のように改正する。	- 職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則(昭5の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)	0月	円	円	円	用
														- 友在 肖平在月英田 門茧 矛耶	を「定手前再壬甲短時間勘務職する。	うる規則(昭和五十五年詳馬県の一部改正)					

、	<i>†</i>))
は、三九〇円 で、三九〇円 で、二二〇円 で、二二〇円 で、二二〇円 で、二二〇円 で、二二〇円 で、二二〇円 で、二二〇円 で、二二〇円 で、二二〇円 で、二二〇円 で、二二〇円 で、二二〇円 で、二二〇円 で、二二〇円 で、二二〇円 で、二二〇円 で、二二〇円 で、二二〇円 で、二二〇円 で、二二〇円 で、二二〇円 で、二二〇円 で、二二〇円 で、二二〇円 で、二二〇円 で、二二〇円 で、二二〇円 で、二二〇円 で、二二〇円 で、二二〇円 で、二二〇円 で、二二〇円 で、二二〇円 で、二二〇円 で、二二〇円 で、二二〇円 で、二二〇円 で、二二〇円 で、二二〇円 で、二二〇円 で、二二〇円 で、二二〇円 で、二二〇円 で、二二〇円 で、二二〇円 で、二二〇円 で、二二〇円 で、二二〇円 で、二二〇円 で、二二〇円 で、二二〇円 で、二二〇円 で、二二〇円 で、二二〇円 で、二二〇円 で、二二〇円 で、二二〇円 で、二二〇一 で、二二〇一 で、二二〇一 で、二二〇一 で、二二〇一 で、二二〇一 で、二二〇一 で、二二〇一 で、二二〇一 で、二二〇一 で、二二〇一 で、二二〇一 で、二二〇一 で、二二〇一 で、二二〇一 で、二二〇一 で、二二〇一 で、二二〇一 で、二二〇一 で、二二〇一 で、二二〇一 で、二二〇一 で、二二〇一 で、二二〇一 で、二二〇一 で、二二〇一 で、二二〇一 で、二二〇一 で、二二〇一 で、二二〇一 で、二二〇一 で、二二〇一 で、二二〇一 で、二二〇一 で、二二〇一 で、二二〇一 で、二二〇一 で、二二〇一 で、二二〇一 で、二二〇一 で、二二〇一 で、二二〇一 で、二二〇一 で、二二〇一 で、二二〇一 で、二二〇一 で、二二〇一 で、二二〇一 で、二二〇一 で、二二〇一 で、二二〇一 で、二二〇一 で、二二〇一 で、二二〇一 で、二二〇一 で、二二〇一 で、二二〇一 で、二二〇一 で、二二〇一 で、二二〇一 で、二二〇一 で、二二〇一 で、二二〇一 で、二二〇一 で、二二〇一 で、二二〇一 で、二二〇一 で、二二〇一 で、二二〇一 で、二二〇一 で、二二〇一 で、二二〇一 で、二二〇一 で、二二〇一 で、二二〇一 で、二二〇一 で、二二〇一 で、二二〇一 で、二二〇一 で、二二〇一 で、二二〇一 で、二二〇一 で、二二〇一 で、二二〇一 で、二二〇一 で、二二〇一 で、二二〇一 で、二二〇一 で、二二〇一 で、二二〇一 で、二二〇一 で、二二〇一 で、二二〇一 で、二二〇一 で、二二〇一 で、二二〇一 で、二二〇一 で、二二〇一 で、二二〇一 で、二二〇一 で、二二〇一 で、二二〇一 で、二二〇一 で、二二〇一 で、二二〇一 で、二二〇一 で、二二〇一 で、二二〇一 で、二二〇一 で、二二〇一 で、二二〇一 で、二二〇一 で、二二〇一 で、二二〇一 で、二二〇一 で、二二〇一 で、二二〇一 で、二二〇一 で、二二〇一 で、二二〇一 で、二二〇一 で、二二〇一 で、二二〇一 で、二二〇一 で、二二〇一 で、二二〇一 で、二二〇一 で、二二〇一 で、二二〇一 で、二二〇一 で、二二〇一 で、二二〇一 で、二二〇一 で、二二〇一 で、二二〇一 で、二二〇一 で、二二〇一 で、二二〇一 で、二二〇一 で、二二〇一 で、二二〇一 で、二二〇一 で、二二〇一 で、二二〇一 で、二二〇一 で、二二〇一 で、二二〇一 で、二二〇一 で、二二〇一 で、二二〇一 で、二二〇一 で、二二〇一 で、二二〇一 で、二二〇一 で、二二〇一 で、二二〇一 で 一 で 二 で 二 で 二 で 二 で 二 で 二 で 二 で 二	七、九二(四、九九〇円
 ボーニの円 ボーニのの円 ボーニのの円 ボーニのの円 ボーニのの ボーニのの ボールが ボールが<	、二七		、 四 一 〇
T.	九〇		, 110
一、	、二六		、五四〇
一二	六一	を	一、九六〇
一、	九		一、三八〇
一、	、五六		〇五〇
一、	, 111 0		一、八七〇
- 、	六		一、二九〇
□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	O		、七一〇
、 二元 ○ 円	三		7, 110
- 、 二二〇円 - 、 二二〇円 - 、 二二〇円 - 、 八八〇円 - 、 八八〇円 - 、 八八〇円 - 、 八八〇円 - 、 八八〇円 - 、 、 六一 - 、 、 六一	七一〇		五六〇
- 、	兀		一、三八〇
- 、 二、 八一 〇円	八		、八〇〇
一、八一〇円 二、八十〇円 一、三九〇円 二、七六 一、七二〇円 二、六六 一、八八〇円 三、七六 一、六八〇円 三、九六 二、八六 二、八六 三、五一 二、八六 三、五一 二、八六	一六		1, 1110
一、八一〇円 二、七二〇円 一、二、二、六六 二、六六 一、一五〇円 二、六六 一、一五〇円 二、六六 二、六六 二、六六 二、九六 二、八六	五一		六四〇
一、八十〇円 二、七二〇円 一、二、二、二、二、二、二、六、二 二、六、六 二、六、六 三、土、六 三、九、六 一、八八〇円 四、六一 四、六一	一、八六		010
一、八一〇円 三、七六 一、三九〇円 三、七六 一、一五〇円 三、七六 二、六六 三、九六	六		一、八八〇
一、八一〇円 三、七六 一、三九〇円 三、七六 二、六六 二、六六 二、六六 二、六六	九六		1, 1100
一、八一〇円 二、六六 一、三九〇円 二、七六 二、六六 二、六六	11		小110
一、八一〇円 二、〇一 五七〇円 二、〇一	一、 六六(五〇
一、八一〇円 三、七六	~ 0		七〇
八一〇円	、七六		一、三九〇
	_		<u> </u>

に、「一四八円」を「一七一

 \equiv 二、二七〇円 $\vec{\circ}$ 九、 0 四三〇円 八五〇円 三〇〇円 七三〇円) () 円 二八 虱 六、 七 六、 四 〇六〇円 兀 七六〇円 〇七〇円 四二〇円 〇円 〇円

第三条 職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則(平成十八年群馬県(職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則の一部改正)円」に、「十二・九」を「十三・〇」に改める。 人事委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

百分の二百五十」に改める。 附則第四項中「百分の百九十」を「百分の二百十」に、

十」に改める。 附則第五項中「百分の九十」を「百分の百」に、

「百分の百十」を「百分の百二

「百分の二百三十」

則

1

九条の七の二第一項第一号から第三号までの改正規定、第三条の規定並びに次項 施行期日等)

与の支給に関する規則等の一部を改正する規則附則第四項及び第五項の規定は、令二第一項第一号から第三号までの規定並びに第三条の規定による改正後の職員の給則」という。) 第二十九条の七第一項第一号から第四号まで及び第二十九条の七の則 第一条の規定による改正後の職員の給与の支給に関する規則(以下「改正後の規 規定は、公布の日から施行する。 和四年十二月一日から適用する。 与の支給に関する規則等の一部を改正する規則附則第四項及び第五項の規定は、

2

(定義)

- 3 この附則において、 ところによる。 次の各号に掲げる用語の意義は、 それぞれ当該各号に定める
- 号)をいう。 令和五年旧法 令和三年改正法 令和三年改正法による改正前の地方公務員法 地方公務員法の一部を改正する法律 (令和三年法律第六十三 (昭和二十五年法
- 第一項若しくは第二項の規定により採用された職員をいう。 律第二百六十一号)をいう。 暫定再任用職員 令和三年改正法附則第四条第一項若しくは第二項又は第六条
- 暫定再任用短時間勤務職員 暫定再任用職員のうち令和三年改正法附則第六条

定年前再任用短時間勤務職員 項又は第二項により採用された職員をいう。 地方公務員法第二十二条の四第一項の規定によ

- り採用された職員をいう。
- 令和四年改正定年条例 (令和四年群馬県条例第五十一号) をいう。 群馬県職員の定年等に関する条例の一部を改正する条
- 施行日 この規則の施行の日をいう。
- 員をいう。 の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職、旧法再任用職員 施行日前に令和五年旧法第二十八条の四第一項、第二十八条
- (令和四年群馬県条例第四十五号) をいう。 令和四年改正給与条例 群馬県職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 改正前の規則 第一条の規定による改正前の職員の給与の支給に関する規則

、暫定再任用職員の調整額に関する経過措置

- 5 勤務職員とみなして、改正後の規則第八条第三項の規定を適用する。 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、 暫定再任用職員(暫定再任用短時間勤務職員を除く。)は、 定年前再任 用短時 改正 間
- 6 規定により給料の調整を行う職(次項において「給料の調整額適用職」という。) を占める令和三年改正法附則第四条第一項又は第六条第一項の規定により採用され 群馬県職員の給与に関する条例(昭和二十六年群馬県条例第五十五号)第八条 規則第八条第二項及び第三項の規定を適用する。
- じて得た額(暫定再任用短時間勤務職員にあってはその額に改正後の規則第八条第定による給料の調整額のほか、その差額に相当する額に当該職員に係る調整数を乗日の前日以前である職員であって、その者に係る調整基本額が経過措置基準額に達日の前日以前である職員であって、その者に係る調整基本額が経過措置基準額に達年群馬県条例第六号)第三条に規定する年齢(令和四年改正定年条例附則第六条第年群馬県条例第六号)第三条に規定する年齢(令和四年改正定年条例附則第六条第年群馬県条例第六号)第三条に規定する年齢(令和四年改正定年条例附則第六条第年群馬県条例第六号)第三条に規定する年齢(令和四年改正定年条例附則第六条第年群馬県入政項において「特定暫定再任用職員」という。)のうち、当該職に係る令た職員(次項において「特定暫定再任用職員」という。)のうち、当該職に係る令 を切り捨てた額)を給料の調整額として支給する。ただし、これらの額の合計が給る数をそれぞれ乗じて得た額)(その額に一円未満の端数があるときは、その端数二項第一号に定める数を、同項第二号に掲げる職員にあってはその額に同号に定め 料月額の百分の二十五を超えるときは、給料月額の百分の二十五に相当する額(そ 額に一円未満の端数があるときは、 その端数を切り捨てた額)を給料の調整額と
- 前項に規定する経過措置基準額とは、 次の各号に掲げる職員の区分に応じ、 当該
- 1日職員となり、かつ、施行日から引き続き給料の調整額適用職を占める特定暫負であって、施行日において引き続き給料の調整額適用職を占める特定暫定再 施行日の前日において、 給料の調整額適用職を占める旧法再任用職員であった

- 定再任用職員(第三号に掲げる職員を除く。 施行日の前日にその者に適用さ
- 馬県職員の給与に関する条例(次号において「令和五年旧給与条例」という。 る旧法再任用職員になったとした場合に令和四年改正給与条例による改正前の群 職員(次号に掲げる職員を除く。) したならばその者に適用されることとなる調整基本額 及びこれに基づく人事委員会規則等の規定により同日にその者に適用されること となる給料表及び職務の級を基礎として改正前の規則第八条の規定を適用したと 施行日以後に新たに給料の調整額適用職を占めることとなった特定暫定再任 施行日の前日に給料の調整額適用職を占め
- なった日以後に新たに給料の調整額適用職を占める職員となったものを含む。)料の調整額適用職以外の職を占める職員として次に掲げる場合に該当することと 基づく人事委員会規則等の規定により同日にその者に適用されることとなる給料 合に二回以上該当することとなった場合にあっては、同日において次に掲げる場 とし、かつ、同日に当該場合に該当することとなったとした場合(次に掲げる場 その者に適用されることとなる調整基本額 合に順次該当することとなったとした場合)に、令和五年旧給与条例及びこれに 表及び職務の級を基礎として改正前の規則第八条の規定を適用したとしたならば 施行日以後に次に掲げる場合に該当することとなった特定暫定再任用職員 施行日の前日において、給料の調整額適用職を占める旧法再任用職員になった

給料表の適用を異にする異動をした場合

とした場合に、それぞれ令和五年旧給与条例及びこれに基づく人事委員会規則る場合に該当した者にあっては同日にイに掲げる場合に該当することとなった 下位の同一の給料表の職務の級に変更した場合)等の規定により同日にその者に適用されることとなる給料表及び職務の級より 者にあっては同日に旧法再任用職員になったとした場合に、同日後にイに掲げの同一の給料表の職務の級に変更した場合(同日に旧法再任用職員でなかった 職員の職務の級を施行日の前日にその者に適用されていた職務の級より下

- 8 九条の二の規定の適用については、同条第一号中「別表第三の二の」とあるのは、。 暫定再任用職員(暫定再任用短時間勤務職員を除く。)に対する改正後の規則第(暫定再任用職員の管理職手当に関する経過措置) 別表第三の三の」とする。
- の規則第九条の二の規定を適用する。 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、 改正後
- (暫定再任用短時間勤務職員の通勤手当に関する経過措置:
- 10 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、 こ関する見則の18と女ニュショーナー・・・・・・・・の規則第二十二条第三項第二号の規定及び第二条による改正後の職員の給与の支給の規則第二十二年の日間重発罪責に、気有貢再日月短時間勤發職員とみなして、改正後 に関する規則の一部を改正する規則附則第二項第二号の規定を適用する。
- (暫定再任用短時間勤務職員の一週間当たりの要勤務日数に関する経過措置:
- 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、 改正

12 (暫定再任用職員の期末手当及び勤勉手当に関する経過措置) (暫定再任用短時間勤務職員の時間外勤務手当及び休日勤務手当に関する経過措置) 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、 規則第二十五条第二項第一号及び第二号の規定を適用する。 改正後

- 13 の規則第二十八条の二第三号、第二十八条の四及び第二十八条の八第六号の規定を2 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後 適用する。
- 十九条の七第一項及び第二十九条の七の二第一項の規定を適用する。 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、 改正後 0 規則第一

(暫定再任用短時間勤務職員の農林漁業普及指導手当に関する経過措置) 改正

15 の規則第三十条の四第一号及び第二号の規定を適用する。 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、

後

(育児休業法第十七条の規定による短時間勤務をしている暫定再任用職員への準用) 条の規定による短時間勤務をしている暫定再任用職員について準用する。 する法律(平成三年法律第百十号。次項において「育児休業法」という。)第十七、令和四年改正給与条例附則第三条第二項の規定は、地方公務員の育児休業等に関

五.

(暫定再任用短時間勤務職員等の給料月額の端数計算)

満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該職員の給料月額とす 次の各号に掲げる職員について、当該各号に定める規定による給料月額に一円 未

暫定再任用短時間勤務職員 令和四年改正給与条例附則第三条第三項

三条第二項(前項の規定により準用する場合を含む。 三条第二項(前項の規定により準用する場合を含む。)の規定により読み替えら規定による短時間勤務をしている暫定再任用職員 令和四年改正給与条例附則第一 育児休業法第十条第一項に規定する育児短時間勤務又は育児休業法第十七条の れた令和四年改正給与条例附則第三条第一項

18 過措置は、 附則第四項から前項までに規定するもののほか、 人事委員会が定める。 この 規則の施行に関し必要な経

質の退 令 和四年十二月二十三日 職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

群馬県人事委員会委員長 森 田 均

群馬県人事委員会規則第三十号

を次のように改正する。 職員の退職手当に関する規則 〈の退職手当に関する規則(昭和三十八年群馬県人事委員会規則第十号)職員の退職手当に関する規則の一部を改正する規則 の 部

中 - 「附則第二十八項」を「附則第四項」に改め、同条第四号中「附則第二十九項第五条第二号中「附則第二十七項本文」を「附則第三項本文」に改め、同条第三 同条第三号

本

九項本文」に改め、 文」を「附則第五項本文」に改め、同条第五号中「附則第三十三項本文」を「附則 同条第六号中 「附則第三十五項本文」を「附則第十一項本文」に、同条第五号中「附則第三十三項本文」を「附則第

項」に、「第二十八条の三第一項」を「第二十八条の七第一項」に改める。 第五条の八 、第一項第三号ロ中「第二十八条の二第一項」を 「第二十八条の六第一

八条の四第一項の任期若しくは同条第二項の規定により更新された」を「第二十二条 の四第三項の」に改める。 くは同条第二項の規定により更新された」を「第六十条の二第二項の」に、「第二十 十一条の三第一項」を「第八十一条の七第一項」に、「第二十八条の三第一項」を 「第二十八条の七第一項」に改め、同条第三号中「第八十一条の四第一項の任期若し 「第二十八条の二第一項」を「第二十八条の六第一項」に改め、同条第二号中「第八 第五条の九第一号中「第八十一条の二第一項」を「第八十一条の六第一項」に、

別表ロの表第二号区分の項に次の一号を加える。附則第五項中「附則第三十八項ただし書」を「附則第十四項ただし書」に改める。

けていた者でその属する職務の級が十級であつたもの 引用し、準用し、又はその例による場合を含む。)の公安職俸給表口の適用を受 職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号。他の法令において、 任命により職員となつた者のうち、平成十八年四月一日以後適用されている一般 警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)第五十六条の四第一項の規定による

附 則

この規則は、 令和五年四月一日から施行する。

令和四年十二月二十三日 任給調整手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

初

群馬県人事委員会委員長 森 田

均

群馬県人事委員会規則第三十一号

初任給調整手当の支給に関する規則(昭和三十八年群馬県人事委員会規則第 初任給調整手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

の一部を次のように改正する。

附則を附則第一項とし、附則に次の一項を加える。第六条第一項及び第二項中「別表」を「別表第一」に改める。

2 条例附則第十五項の規定の適用を受ける職員に対する第六条の規定の適用に 別表を別表第一とし、同表の次に次の一表を加える。 ては、当分の間、 同条中「別表第一」とあるのは、 「別表第一」とする

別表第二 (附則第2項関係)

職員の区分		1 項 職 員			
期間の区分	1 種	2 種	3 種	2 項職員	3 項職員
- F- L- \#	円	円	円	円 円	円
1年未満	290, 400	258, 200	216,000	35,600	21,000
1年以上2年未満	290, 400	258, 200	216,000	35,600	20,300
2年以上3年未満	290, 400	258, 200	216,000	35,600	19,600
3年以上4年未満	290,400	258, 200	216,000	35,600	18,900
4年以上5年未満	290,400	258, 200	216,000	35,600	18,200
5年以上6年未満	290,400	258, 200	216,000	35,600	16,500
6年以上7年未満	290,400	258, 200	216,000	34,300	14,700
7年以上8年未満	290,400	258,200	216,000	33,000	13,000
8年以上9年未満	290,400	258, 200	216,000	31,800	11,200
9年以上10年未満	290,400	258,200	216,000	30,500	9,500
10年以上11年未満	290,400	258,200	216,000	29,300	7,700
11年以上12年未満	290,400	258,200	216,000	28,000	6,000
12年以上13年未満	290,400	258,200	216,000	26,700	4,200
13年以上14年未満	290,400	258,200	216,000	25,500	2,500
14年以上15年未満	290,400	258,200	216,000	24,500	700
15年以上16年未満	290,400	258,200	216,000	23,500	
16年以上17年未満	287,300	255,400	213,700	22,500	
17年以上18年未満	284,200	252,600	211,400	21,600	
18年以上19年未満	281,100	249,800	209,100	20,600	
19年以上20年未満	278,000	247,000	206,800	19,600	
20年以上21年未満	275,000	244,200	204,500	18,600	
21年以上22年未満	261,400	232,300	194,800	18,200	
22年以上23年未満	247,500	220,300	185,000	17,800	
23年以上24年未満	234,000	208,600	175,600	17,100	
24年以上25年未満	220,400	196,800	165,800	16,700	
25年以上26年未満	206,800	184,900	156,200	16,200	
26年以上27年未満	190,900	170,400	143,900	15,800	
27年以上28年未満	175,400	156, 100	132,000	15,400	
28年以上29年未満	159,700	141,800	119,800	14,800	
29年以上30年未満	143,700	127,300	107,500	14,600	
30年以上31年未満	126,400	111,900	94,900	14,400	
31年以上32年未満	108,900	96,600	82,100	13,900	
32年以上33年未満	91,700	81,400	69,600	13,300	
33年以上34年未満	65,000	59,100	51,400	12,700	
34年以上35年未満	40,300	38,200	34,400	12,200	

備考

- 1 この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第4条各号 の職員となつた日以後の期間を示す。 2 この表において「1項職員」とは第2条第1項の職を占める職員を、「2
- 国職員」とは同条第2項の職を占める職員を、「3項職員」とは同条第3項の職を占める職員をいう。
 3 この表において「1種」とは第2条第1項第1号の職を占める職員を、「2種」とは同項第2号の職を占める職員を、「3種」とは同項第3号の
- 職を占める職員をいう。

この 規則は、

令和五年四月一日から施行する。

群馬県職員の寒冷地手当支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和四年十二月二十三日

群馬県人事委員会委員長 森 田

均

群馬県人事委員会規則第三十二号 群馬県職員の寒冷地手当支給に関する規則の一部を改正する規則

群馬県職員の寒冷地手当支給に関する規則(昭和三十九年群馬県人事委員会規則第 (号) の一部を次のように改正する。

第六条第一号中「条例第二条に規定する再任用職員及び」を削る。

の規則は、 令和五年四月一日から施行する。

群馬県職員の特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する 令和四年十二月二十三日 均

群馬県人事委員会委員長 森 田

群馬県人事委員会規則第三十三号

七号)の一部を次のように改正する。 群馬県職員の特地勤務手当等に関する規則(昭和四十六年群馬県人事委員会規則第 群馬県職員の特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則

並びに附則第六項」に改め、同項第二号及び第三号中「から第三項まで」を「及び第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。次号及び第三号において同じ。) 二項並びに附則第六項」に改める。 第五条第二項第一号中「から第三項まで」を「及び第二項(同条第三項及び附則第第四条第二項中「この条」の下に「及び附則第五項」を加える。

附則に次の四項を加える。

- ては、当分の間、同項中「受けていた給料及び」とあるのは、「受けていた給料る日において当該職員以外の職員であつたものに対する同項の規定の適用についる。条例附則第十五項の規定の適用を受ける職員であつて、第三条第二項各号に定め の月額に百分の七十を乗じて得た額及び同日に受けていた」とする。
- に同条第三項及び第四項の規定にかかわらず、これらの規定に準じて人事委員会項各号に掲げる職員であるものの同条第一項の特地勤務手当基礎額は、前項並び条例附則第十五項の規定の適用を受ける職員のうち、第三条第三項各号又は第四 定めるところにより算出した額とする。
- 5 条例附則第十五項の規定の適用を受ける職員であつて、条例第十三条の三第 一項

び」とあるのは、「受けていた給料の月額に百分の七十を乗じて得た額及び同日にする第四条第二項の規定の適用については、当分の間、同項中「受けていた給料及に規定する異動又は公署の移転の日において当該職員以外の職員であつたものに対 受けていた」とする。 に規定する異動又は公署の移転の日において当該職員以外の職員であつたものに

職員であるものの特地勤務手当に準ずる手当の月額は、同条第三項及び前項の規定6 条例附則第十五項の規定の適用を受ける職員のうち、第四条第三項各号に掲げる とする。 にかかわらず、これらの規定に準じて人事委員会の定めるところにより算出した額

この規則は、 令和五年四月一日 から施行する。

群馬県職員の定年等に関する規則をここに公布する

令和四年十二月二十三日

群馬県人事委員会委員長

森 田

均

群馬県人事委員会規則第三十四号

群馬県職員の定年等に関する規則

全部を改正する 群馬県職員の勤務延長に関する規則(昭和六十年群馬県人事委員会規則第一

(趣旨)

第一条 六号。以下「条例」という。) 第十三条の規定に基づき、職員の定年等の実施に7一条 この規則は、群馬県職員の定年等に関する条例(昭和五十九年群馬県条例 し必要な事項を定めることを目的とする。 職員の定年等の実施に関 第

(定義)

第二条 を引き続き勤務させることをいう。 この規則において、 「勤務延長」とは、 条例第四条第一項の規定により職員

(勤務延長職員の異動についての承認)

第三条 (異動期間延長職員の勤務延長についての承認) ことをいう。以下同じ。)をすることとなる日以前であるときは、この限りでない 後の職を占めているものとした場合に定年退職(条例第二条の規定により退職する の職へ異動させる場合(地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十 委員会の承認を得なければならない。ただし、当該異動の日が、その者が当該異動 八条の六第四項に規定する職員となる異動の場合を除く。)には、あらかじめ人事 任命権者は、条例第四条第一項の規定により引き続き勤務している職員を他

第四条 げる職をいう。以下同じ。)を占めている職員をいう。)の勤務延長に係る人事委って、条例第二条に規定する定年退職日において管理監督職(条例第六条各号に掲 定により異動期間(同条第一項に規定する異動期間をいう。 項又は第二項の規定により延長された異動期間を含む。)が延長された職員であ 条例第四条第一項ただし書の規定による異動期間延長職員(条例第九条の 以下同じ。)(同条第

号)

員会の承認の申請 いればならない。 別に定める申請書によりあらかじめ人事委員会の承認を得な

(勤務延長の期限の延長についての承認)

第五条 (職員の同意) には、別に定める申請書によりあらかじめ人事委員会の承認を得なければならない。五条(任命権者は、条例第四条第二項の規定により勤務延長の期限を延長する場合

第六条 同意を得る場合には、書面によって行わなければならない。 任命権者は、条例第四条第三項若しくは第四項又は第十条の規定により が職員

(延長された異動期間の延長についての承認)

間を更に延長する場合には、別に定める申請書によりあらかじめ人事委員会の承認第七条 任命権者は、条例第九条第二項又は第四項の規定により、延長された異動期 を得なければならない。

第八条 条例第九条第三項に規定する人事委員会規則で定める管理監督職(特定管理監督職群を構成する管理監督職) 号に掲げる区分ごとに、当該各号に定める職とする。 は、 次 \mathcal{O} 各

学校事務職の特定管理監督職群 県立学校の事務長(主監)の職及び事務長教育職の特定管理監督職群 県立学校の校長の職、副校長の職及び教頭の職

(定年前再任用の選考に用いる情報)

(次長) の職

により採用することをいう。以下この条において同じ。)をされることを希望する第九条 条例第十二条の人事委員会規則で定める情報は、定年前再任用(同条の規定 者についての次に掲げる情報とする。

年前再任用を行う職の職務遂行上必要な事項 二 定年前再任用を行う職の職務遂行に必要とされる経験又は資格の有無その他定 人事評価の結果その他勤務の状況を示す事実に基づく従前の勤務実績

(人事異動通知書の交付)

書(以下「通知書」という。)を交付しなければならない。第十条 任命権者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、 職員に人事異動 通

勤務延長を行う場合

勤務延長の期限を繰り上げる場合勤務延長の期限を延長する場合

異動期間の延長を行う場合

六五四

異動期間の延長の事由が消滅し、他の職への降任等をする場合 延長された異動期間を更に延長する場合

第十一条 任命権者は、毎年六月末日までに、次に掲げる状況を人事委員会に報告 (勤務延長等に関する報告)

なければならない。

による人事委員会の承認を得たものを除く。)の状況前年度に定年に達した職員に係る勤務延長(条例第四条第一項ただし書の規定

前年の四月二日からその年の四月一日までの間に条例第九条の規定により異動

(委任) 期間が延長された管理監督職を占める職員に係る当該異動期間の延長の

が状況

第十二条 この規則に定めるものの 人事委員会が別に定める。 ほ か、 職 員の定年等の実施に関し必要な事項

(施行期日)

第一条 この規則は、令和五年四月一日から施行する

(勤務延長に関する経過措置)

正する条例(令和四年群馬県条例第五十一号。以下「改正条例」という。) 附則第まで、第十条及び第十一条の規定は、群馬県職員の定年等に関する条例の一部を改第二条 この規則による改正後の群馬県職員の定年等に関する規則第三条から第六条 をいう。)について準用する。 二条第一項の規定による勤務延長(改正条例による改正後の群馬県職員の定年等に て「新条例」という。)第四条第一項の規定により職員を引き続き勤務させること 関する条例(昭和五十九年群馬県条例第六号)(以下この条及び附則第四条におい

当該職が基準日(同項に規定する基準日をいう。以下この条において同じ。)の前2 改正条例附則第二条第二項の人事委員会規則で定める職は、次に掲げる職のうち 例」という。)第三条に規定する定年)を超える職(当該職に係る定年が新条例第改正条例による改正前の群馬県職員の定年等に関する条例(次項において「旧条 三条に規定する定年である職に限る。)とする。 基準日の前日における新条例定年(同日が令和五年三月三十一日である場合には、 例附則第二条第二項に規定する新条例定年をいう。以下この条において同じ。)が 日に設置されていたものとした場合において、基準日における新条例定年(改正条

基準日以後に新たに設置された職

二 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職

係る新条例定年(同日が令和五年三月三十一日である場合には、旧条例第三条に規が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に3 改正条例附則第二条第二項の人事委員会規則で定める職員は、前項に規定する職

(暫定再任用の選考に用いる情報)

定する定年)に達している職員とする。

第三条 第二項の人事委員会規則で定める情報は、 に掲げる情報とする。 頃の人事委員会規則で定める情報は、これらの規定に規定する者についての次(改正条例附則第三条第一項及び第二項並びに改正条例附則第四条第一項及び

人事評価の結果その他勤務の状況を示す事実に基づく従前の勤務実績

同じ。)を行う職の職務遂行に必要とされる経験又は資格の有無その他暫定再任条第一項若しくは第二項の規定により採用することをいう。以下この号において 用を行う職の職務遂行上必要な事項 暫定再任用(改正条例附則第三条第一項若しくは第二項又は改正条例附則第四

定める者及び人事委員会規則で定める定年前再任用短時間勤務職員〉(改正条例附則第八条の人事委員会規則で定める短時間勤務の職、・ 人事委員会規則で

勤務の職(当該職に係る定年相当年齢が新条例第三条本文に規定する定年である短以下この条において同じ。)が基準日の前日における定年相当年齢を超える短時間 四月一日及び令和十三年四月一日をいう。以下この条において同じ。)の前日に設る職のうち、当該職が基準日(令和七年四月一日、令和九年四月一日、令和十一年7四条(改正条例附則第八条の人事委員会規則で定める短時間勤務の職は、次に掲げ 時間勤務の職に限る。)とする。 種の職を占めているものとした場合における新条例第三条に規定する定年をいう。 う。)を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同 二条に規定する短時間勤務の職(以下この条において「短時間勤務の職」とい 置されていたものとした場合において、基準日における定年相当年齢(新条例第十

基準日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職基準日以後に新たに設置された短時間勤務の職

の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る定年2 改正条例附則第八条の人事委員会規則で定める者は、前項に規定する職が基準日 相当年齢に達している者とする。

3 第一項に規定する職が基準日の前日に設置されている司条に規定する定年前再任用短第一項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同一改正条例附則第八条の人事委員会規則で定める定年前再任用短時間勤務職員は、相当年齢に達している者とする

こに公布する。 群馬県職員の管理職員特別勤務手当の支給に関する規則 **の** 部を改正する規則をこ

令和四年十二月二十三日

群馬県人事委員会委員長 田 均

群馬県人事委員会規則第三十五号

会規則第十三号)の一部を次のように改正する。 群馬県職員の管理職員特別勤務手当の支給に関する規則(平成三年群馬県人事委員群馬県職員の管理職員特別勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

号の次に次の一号を加える。 員」を加え、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号を同項第三号とし、同項第一第五条第二項第一号中「掲げる職員」の下に「であって次号に掲げる職員以外の職

よる区分に応じ、それぞれ次に定める額同じ。) 次に掲げる当該職員の占める職に係る支給規則第九条第二項の規定に 号)第二十二条の四第三項に規定する定年前再任用短時間勤務職員をいう。以下 定年前再任用短時間勤務職員(地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一

一種から四種まで 一万一千円

五種 九千円

八種及び九種 三千円

号の次に次の一号を加える。 員」を加え、同項第三号を同項第四号とし、 第五条第三項第一号中「掲げる職員」の下に「であって次号に掲げる職員以外の 同項第二号を同項第三号とし、同項第一

イ 一種から四種まで 七千三百円 第九条第二項の規定による区分に応じ、それぞれ次に定める額二 定年前再任用短時間勤務職員 次に掲げる当該職員の占める 次に掲げる当該職員の占める職に係る支給規則

八種及び九種 二千円一七種 三千三百円五種 六千円

ホ ニ

同項第一号及び第二号を次のように改める。

第五条の二第一項中「占める職に係る支給規則第九条第二項の規定による」を削

支給規則第九条第二項の規定による区分に応じ、それぞれ次に定める額 次号に掲げる職員以外の管理職員 次に掲げる当該管理職員の占める職に係る

イ 一種から四種まで 六千円

口

ホニ

八種及び九種 二千円七種 三千円五種 五千円

額る職に係る支給規則第九条第二項の規定による区分に応じ、る職に係る支給規則第九条第二項の規定による区分に応じ、二 定年前再任用短時間勤務職員である管理職員 次に掲げス 次に掲げる当該管理職員の占め それぞれ次に定める

四千五百円

ホニハロイ 五四三二一 種種種種種 三千五百円 二千五百円

五四種種 千五百円

給規則第九条第二項の規定による」を削り、 第五条の二第一項第三号から第五号までを削り、 同項第一号及び第二号を次のように改め 同条第二項中「占める職に係る支

規則第九条第二項の規定による区分に応じ、 次号に掲げる職員以外の管理職員 次に掲げる当該職員の占める職に係る支給 それぞれ次に定める額

一種から四種まで 四千円

七種二千円二千六百円

八種及び九種 千三百円

定年前再任用短時間勤務職員である管理職員 次に掲げる当該職員の占める職

に係る支給規則第九条第二項の規定による区分に応じ、それぞれ次に定める額 三千六百円

種

二 種 三千円

四種 三種 二千三百円 千六百円

五種 千円

第五条の二第二項第三号から第五号までを削

次の一項を加える。 附則を附則第一項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、 同 頭の次に

(条例附則第十五項の規定の適用を受ける職員の管理職員特別勤務手当の額

2 条例附則第十五項の規定の適用を受ける職員に対する第五条第二項及び第三項 める額」とあるのは、「定める額に百分の七十を乗じて得た額(その額に、五十円項第一号及び第三項第一号並びに第五条の二第一項第一号及び第二項第一号中「定 びに第五条の二第一項及び第二項の規定の適用については、当分の間、第五条第二 きはこれを百円に切り上げた額)」とする。 未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたと 並

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

2 1 この規則による改正後の群馬県職員の管理職員特別勤務手当の支給に関する規則項若しくは第二項又は第六条第一項若しくは第二項の規定により採用された職員は、 第一項及び第二項の規定を適用する。 地方公務員法の一部を改正する法律(令和三年法律第六十三号)附則第四条第 (以下「改正後の規則」という。) 第五条第二項第二号に規定する定年前再任用短 間勤務職員とみなして、改正後の規則第五条第二項及び第三項並びに第五条の二

群馬県職員の勤務時 間、 休暇等に関する規則 **の** 部を改正する規則をここに公布

令和四年十二月二十三日

群馬県人事委員会委員長 森 田 均

群馬県人事委員会規則第三十六号

十一号)の一部を次のように改正する。 ||馬県職員の勤務時間、休暇等に関する規則 | 県職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成六年群馬県人事委員会規則||群馬県職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則 第

員」に改める。 第二条第二項第三号中「再任用短時間勤務職員」を 「定年前再任用短時間勤務職

等」に改め、同条第二項中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員及び」に、「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員第二条の三第一項第一号中「再任用短時間勤務職員及び」を「定年前再任用短時間

職員等」に改める。

務職員等」に改める。 第八条第一号及び第二号中 「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤

第一項若しくは第二項」を「第二十二条の四第一項」に改める。 第八条の二中「第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の

を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。 勤務職員等」に改め、同条第四項第二号中「再任用職員及び任期付短時間勤務職員」 れた職員をいう。以下同じ。)及び任期付短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間 第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用さ 務職員等」に改め、同項第二号中「再任用職員(地方公務員法第二十八条の四第一項、第八条の三第一項第一号中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤

任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。 第十一条第二号及び第三号中「再任用職員及び任期付短時間勤務職員」 第八条の四中「掲げる率」を「定める率」に改め、 同条第一号及び第二号中「再 を 「定年 前

再任用短時間勤務職員等」に改める。 第十二条第三項及び第十三条第一項第二号中 「再任用短時間勤務職員等」を 定

則

前再任用短時間勤務職員等」に改める。

(施行期日)

1 この規則は、 令和五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 地方公務員法の一部を改正する法律(令和三年法律第六十三号。以下「改正法 という。)附則第四条第一項若しくは第二項又は第六条第一項若しくは第二項の る。)及び第四項並びに第十一条の規定を適用する。 みなして、改正後の規則第八条の二、第八条の三第一項 定年前再任用短時間勤務職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)と 等に関する規則(以下「改正後の規則」という。)第二条第二項第三号に規定する 定により採用された職員は、この規則による改正後の群馬県職員の勤務時間、 (第二号に係る部分に限 休 暇 規

3 改正法附則第六条第一項又は第二項の規定により採用された職員は、定年前再 用短時間勤務職員とみなして、改正後の規則第二条第二項、第二条の三第一項及び 第十二条第三項並びに第十三条第一項の規定を適用する。 第二項、第八条、第八条の三第一項(第一号に係る部分に限る。 第八条の四 任

群 令和四年十二月二十三日 馬県職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。 群馬県人事委員会委員長 森 田 均

群馬県職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

号)の一部を次のように改正する。 群馬県職員の特殊勤務手当に関する規則 (平成十一年群馬県人事委員会規則第六

う。)」を「第二十二条の四第三項に規定する定年前再任用短時間勤務職員(以下 に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「再任用短時間勤務職員」とい条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員で法第二十八条の五第一項 「定年前再任用短時間勤務職員」という。)」に改める。 第三条第三項中「第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項若しくは第二十八

改める。 第十六条第七項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に

等」に改め、同条中 7」に改め、同条中「再任用短時間勤務職員、」を「定年前再任用短時間勤務職第十九条の見出し中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員 」に改める。

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

2 の特殊勤務手当に関する規則(以下「改正後の規則」という。)第三条第三項に規項又は第二項の規定により採用された職員は、この規則による改正後の群馬県職員 定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の規則の規定を適用する。 地方公務員法の一部を改正する法律(令和三年法律第六十三号)附則第六条第

令和四年十二月二十三日職員の育児休業等に関する規則の一 部を改正する規則をここに公布する。

均

:馬県人事委員会委員長 森 田

群馬県人事委員会規則第三十八号

部を次のように改正する。職員の育児休業等に関する規則(平成十一年群馬県人事委員会規則第二十四号)職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則 の

第二条中「第二条第四号イ2)」 を 「第二条第七号イ②」に改める。

この規則は、 令和五年四月一日から施行する。

する。 群馬県会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布

令和四年十二月二十三日

群馬県人事委員会規則第三十九号

群馬県人事委員会委員長 森 田 均

五号)の一部を次のように改正する。 群馬県会計年度任用職員の給与等に関する規則(令和二年群馬県人事委員会規則第群馬県会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則

別表第五中

_																					
	=	- 111	<u>-</u>	<u> </u>		- O	_	九、	八	八	弋	弋	六、	六、	五、	四、	四、	四、	四、	<u>-</u> ;	1
	六〇〇円	0110円	四五〇円	八七〇円	二九〇円	七一〇円	一三〇円	五五〇円	九七〇円	三九〇円	八一〇円	二四〇円	六六〇円	五〇〇円	五〇〇円	九二〇円	三四〇円	一〇〇円	一〇〇円	六〇〇円	OEIOE
																					-
	五、	一四			<u> </u>	<u>-</u>	<u> </u>	<u>_</u>	<u> </u>	九	八	1/	ما	六	六	五	四	四	四	_	
		,	`	`		一、	`	~	~	1	/ \	八、	七、	$\langle \cdot \rangle$	$\langle \cdot \rangle$	4					二、
	二六〇円	六一〇円	、九六〇円	、三一〇円	、六六〇円	、〇二〇円	、三七〇円	、七二〇円)、〇七〇円	、四二〇円	八、七七〇円	八、一二〇円	1、四七〇円			- 五二〇円	1、八七〇円	1、二二〇円	1、100円	一、九二〇円	二、二七〇円

三〇、三〇〇円	二九、七二〇円	二九、一四〇円	二八、五六〇円	二七、〇五〇円	二六、四七〇円	二五、八九〇円	三五、三一〇円	二三、六二〇円		二二、四六〇円	二、八八〇円	二〇、五五〇円	一九、九七〇円	一九、三九〇円	一八、八一〇円	一八、二三〇円	一七、六六〇円	一七、〇八〇円	一六、五〇〇円	一五、九二〇円	一五、三四〇円	一四、七六〇円	- リ (円
三三、六五〇円	三三、〇〇〇円	三二、三五〇円	三一、七〇〇円	三〇、一二〇円	二九、四七〇円	二八、八二〇円	二八、一七〇円	二六、四〇〇円	二五、七六〇円	を二五、一一〇円	二四、四六〇円	二三、〇六〇円		二一、七六〇円	二二、一一〇円	二〇、四六〇円	一九、八一〇円	一九、一六〇円	一八、五一〇円	一七、八六〇円	一七、二一〇円	一六、五六〇円	- 3 7 - (F
										に、「四八円」													
										を「一七一円」													
四七	四六、	四六、	四五、一	四四、八	四四、一	四三、六	四三、〇		四一、四	四〇、九〇	四〇、三	三九、二四〇	三八、六六	三八、〇九	三七、五一	三六、三六	三五、七八	三五、二〇	三四、六二	三三、三八	三二、八〇	三二、二二〇円	- 73 C F
五〇円	九三〇円	三五〇円	七七〇円	八〇〇円		六五〇円	〇七〇円	〇六〇円	四八〇円	九〇〇円	三〇円	〇 円	六六〇円	八〇円	五〇円	三六〇円	七八〇円	100円	六二〇円	三八〇円	八〇〇円	円	F

五九〇円 円 円 円 円 円 円 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	別表第六中 - 二〇円 - 二〇円 - 二〇円 - 二〇〇円
1	

一、五三〇円	一、五一〇円	一、四四〇円	一、四二〇円	一、三九〇円	一、三六〇円	一、二九〇円	一、二六〇円	1、11三〇円	一、二二〇円	1、1:10円	1、100円	一、〇七〇円	一、〇四〇円	九八〇円	九五〇円	九二〇円	九〇〇円	八七〇円	八四〇円	八一〇円	七九〇円	七六〇円	七三〇円
												を											
一、七〇〇円	一、六七〇円	一、六〇〇円	一、五七〇円	一、五四〇円	一、五一〇円	一、四川〇田	1′园〇〇田	1、三七〇田	一、三四〇円	一、二六〇円	1、11三〇田	1、1100円	一、一六〇円	1、100円	1、〇七〇円	1、〇四〇円	1′010円	九七〇円	九四〇円	九一〇円	八八〇円	八五〇円	八二〇円

に改める。

2.0																							Г
の規則は則	=		<u> </u>	1	1	1		1	<u> </u>														
は、則	二六	11110	<u></u>	一八	1 111	1 1	$\underset{}{\bigcirc}$	〇五	00	九八	九五	九二	八七	八四	八一	七九	七三〇	七〇	六八	六五	五九	五六	
令和	円	円	円	〇円	三〇円	〇 円	$\bigcirc \mathbb{H}$	〇円	〇円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	〇円	
令和五年四月	_												•	•									
		I											l	l									Т
日 か c	<u></u>	=	<u></u>	1 –	11,	11'		1 –	1	=	<u></u>	<u></u>	=	=	<u></u>								
施行	五〇	四七	四四四	四一	三六	111110	==	二七	1 1	一九	五五	<u> </u>	〇七	〇 四	0	九八	九二〇	八九	八六	八	七六	七三	
日から施行する。	〇 円	〇 円	[] 円	〇円		○円	Ŏ 円	O 円	10円	〇円	円	一〇円	〇 円	I 円	〇円	〇円	一〇円	〇円	〇円	三〇円	〇 円	三〇円	
ŭ.	_	1		1									1	1									_

員会細則

令和四年十二月二十三日 馬県職員の定年等に関する規則実施細則をここに公布する。

群馬県人事委員会委員長

森

田

均

群馬県人事委員会細則第一号

群馬県職員の定年等に関する規則実施細則

号)の全部を改正する。 群馬県職員の勤務延長に関する規則実施細則 (昭和六十年群馬県人事委員会細則

第一条 規則第三十四号。 手続等に関し必要な事項を定めるものとする。 この細則は、 以下「規則」という。)第十二条の規定により、 群馬県職員の定年等に関する規則(令和四年群馬県人事委員会 職員の定年等の

(勤務延長職員の異動についての手続)

第二条 長職員」という。)の異動について、人事委員会に承認を申請しようとするときは、二条 任命権者は、規則第三条の規定により、勤務延長に係る職員(以下「勤務延 ない。 様式第一号による申請書に次の各号に掲げる書類を添付して、提出しなければなら

- 当該職員の履歴書
- その他参考となる書類

(異動期間延長職員の勤務延長の手続)

第三条 各号に掲げる書類を添付して、 人事委員会に承認を申請しようとするときは、様式第二号による申請書に次の 任命権者は、規則第四条の規定により、異動期間延長職員の勤務延長につ 提出しなければならない。

- 当該職員の履歴書
- 規則第六条の規定による当該職員の同意を得たことを証する書

(勤務延長の期限の延長についての手続) その他参考となる書類

第四条 事委員会に承認を申請しようとするときは、様式第三号による申請書に次の各号に 任命権者は、規則第五条の規定により、 勤務延長の期限の延長について、

当該職員の履歴書

掲げる書類を添付して、提出しなければならない。

規則第六条の規定による当該職員の同意を得たことを証する書

(延長された異動期間の延長についての手続) その他参考となる書類

第五条 任命権者は、規則第七条の規定により、 に掲げる書類を添付して、提出しなければならない。 人事委員会に承認を申請しようとするときは、 様式第四号による申請書に次の各号 延長された異動期間の延長について、

- 第六条 規則第六条に規定する書面は、 (勤務延長等の同意書) 三 その他参考となる書類二 規則第六条の規定による当該職員の同意を得たことを証する書面一 当該職員の履歴書 次の各号の様式によるものとする。
- 「聖人」と 延長された異動期間に係る延長等同意書 様式第九号 要動期間延長等同意書 様式第八号 勤務延長の期限の繰上げ同意書 様式第七号 勤務延長の期限の延長同意書 様式第六号

五四

第七条 規則第十一条の規定による人事委員会への報告は、次の各号の様式によるも(任命権者の報告) のとする。

異動期間の延長の状況 様式第十一号勤務延長の状況 様式第十号

車

쒀

様式第1号(規格A4)(第2条関係)

群馬県人事委員会委員長 蕉

勤務延長職員の異動承認申請書

群馬県職員の定年等に関する規則実施細則第2条の規定により、勤務延長職員の異動の承認について次のとおり申請します。

E 氏名 学歴及び資格 異動 職名 職務内容 勤務課所 総与 年齢 7事由 号 生年月日(歳) (取得年月日) 予定日 一般務内容 勤務課所 一級・号給 退職日
生年月日(歳) (取得年月日) 予定日 概名 販務内容 則務帐所 2 定年 2 表 級・号給 退職日
土牛月日 (駅) (収を中月日) アルロ 表 後・号給 退職日
(異動前)
(異動後)

(任命権者)

徭

 ${\mathbb H}$

併

卓 Ш

様式第2号(規格A4)(第3条関係)

群馬県人事委員会委員長 燕

群馬県職員の定年等に関する規則実施細則第3条の規定により、勤務延長の承認について次のとおり申請します。

異動期間延長職員の勤務延長承認申請書

4	П	蝌
光牛月日 (成)	千斤口口 (計)	开
(政律平月日)	(野盆在口口)	学歴及び資格
了た日	II } H	異動
	職名	
	職務内容	
	勤務課所	
嵌		給
級・号給		給与
退職日	C U H	1 定年 年齢
2 今回の勤務延長 の期限	#	定年 1 異動期間延長の いいでは、 要用・異動期間の
	申請の理由	
	生中月日 \mu \mu \mu \right (取行中月日) 『足日 表 級・号給 退職日	財日(歳) (取得年月日) 予定日 職名 職務内容 勤務課所 セリスト 2 定年 表 級・号給 退職日 2 今回の勤務延長 の期限

併

(任命権者)

卓 Ш

 ${\mathbb H}$

徭

車

쒀

様式第3号(規格A4)(第4条関係)

群馬県人事委員会委員長 蕉

群馬県職員の定年等に関する規則実施細則第4条の規定により、勤務延長の期限の延長の承認について次のとおり申請します。

勤務延長の期限の延長承認申請書

ų.	-	本
生平月日 (成)	千年口口 (法)	开名
(政行牛月日)		学歴及び資格
了た日	ļ ķ	異動
	職名	
	職務内容	
	勤務課所	
表級		給与
級・号給		
退職日	Ù Ħ	1 定年 年齢
2 写回の勤務延長の期限		定年 1 従前の勤務延長 齢 の事由
	申請の理由	

(任命権者)

併 徭

 ${\mathbb H}$

卓 Ш

様式第4号(規格A4)(第5条関係)

群馬県人事委員会委員長 蕉

延長された異動期間に係る延長承認申請書

群馬県職員の定年等に関する規則実施細則第5条の規定により、延長された異動期間に係る延長の承認について次のとおり申請します。

7	ļI	쒀
王十万 中 (例以)	4年8月(毒)	氏 名
(4X)4+73 H)	(形得任日日)	学歴及び資格
i.	п Н	興興
	職名	
	職務内容	
	勤務課所	
表		給与
級・号給		
退職日	分析	1 定年 年齢
2 今回延長される 異動期間の末日	期間の末日	1 従前の異動期間 延長の事由・異動
	申請の理由	

併 徭

(任命権者)

 ${\mathbb H}$

卓 Ш

様式第5号(第6条関係)

	勤務延長同	司意書			
			年	月	月
(任命権者)					
		所属			
		職名 氏名			
		14			
群馬県職員の定年等に関する条す。	例第4条第1項の規定	による勤務延長を下記の	とおり行うこ	とに同意	さしま
	記				
勤務延長期限 年 月	日まで ()				

様式第6号(第6条関係)

勤務延長の期限の延長同意書			
	年	月	日
(任命権者)			
所属			
職名 氏名			
以 名			
群馬県職員の定年等に関する条例第4条第2項の規定による勤務延長の期限の延長を とに同意します。	下記のと	おり行	うこ
記			
勤務延長の期限の延長期限 年 月 日まで()			

様式第7号(第6条関係)

勤務延長の期限の繰上げ同意書			
	年	月	日
(任命権者)			
所属			
職名 氏名			
群馬県職員の定年等に関する条例第4条第4項の規定により、下記のとおり勤務延長のことに同意します。	期限を	繰り上	げる
繰上げ後の勤務延長の期限 年 月 日まで() (従前の勤務延長の期限 年 月 日まで)			

様式第8号(第6条関係)

		異動	期間延長	等同意	書				
							年	月	日
(任命権者)									
					所属				
					職名 氏名				
					八石				
群馬県職員の定年等に関する条 とに同意します。	÷例第 9	条第1	項の規定	による	異動期間に係る	延長等を	下記のと	おり行	うこ
			記						
延長される異動期間の末日	年	月	目 ()					
(降任又は転任する場合)	年	月	目に		を命ずる				

様式第9号(第6条関係)

延長された異動期間に係る	延長等同意書				
			年	月	日
(任命権者)					
	所属				
	職名				
	氏名				
群馬県職員の定年等に関する条例第9条第2項又は第4項を下記のとおり行うことに同意します。	[の規定による延長	された異動類	期間に	係る延	長等
記					
更に延長される異動期間の末日 年 月 日((降任又は転任する場合) 年 月 日に					

声

쒀

様式第10号(規格A4)(第7条関係)

群馬県人事委員会委員長 燕

勤務延長状況報告書

群馬県職員の定年等に関する規則第11条の規定により、勤務延長の状況について次のとおり報告します。

41以七	毅備		
服务内谷	勤務延長の対象となった職		
判纷採別	그드 벼루 今소 17#	った職	
生平月日(版)	开名 名		
裁			
級・号給	稻	*> T	
定年年齢			
定年退職日			
勤務延長の期限			
勤務延長を必要とした理由			

(任命権者)

併 徭

卓 Ш

 \mathbb{H}

様式第11号(規格A4)(第7条関係)

群馬県人事委員会委員長 燕

異動期間延長状況報告書

群馬県職員の定年等に関する規則第11条の規定により、異動期間の延長の状況について次のとおり報告します。

Þ	□ 🕸	Ħ	
城	職名		
概络四谷	異動期間の延長の対象となった職		
勤伤踩別	基 安量二	となった職	
年年月日(歳)			
横			
級•号給	総与 後・号給		
定年年齢			
定年退職日			
延長された異動期間の末日			
異動期間の延長を必要とした理由			

(任命権者)

徭

併

 \mathbb{H}

卓 Ш

この が細則は、

令和五年四月一日から施行する。

企

群 ||馬県企業職員の給与に関する規程 令和四年十二月二十三日 の一部を改正する規程をここに公布する。

群馬県企業管理者 中 島 啓 介

群馬県企業管理規程第十六号

群馬県企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

部を次のように改正する。 群馬県企業職員の給与に関する規程(昭和四十二年群馬県企業管理規程第一号) の

を「百分の百二十五」に改め、同項第二号中「百分の四十五」を 「百分の五十五」を「百分の六十」に改める。 第十六条第二項第一号中「百分の九十五」を「百分の百五」に、 「百分の五十」に、 「百分の百十五

(給与の内払)

十二月一日から適用する。

1 この規程は、公布の日から施行し、

改正後の第十六条第二項の規定は、

令和

兀

年

(施行期日等)

則

の同規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の同規程の規定による2 改正後の群馬県企業職員の給与に関する規程の規定を適用する場合には、 内払とみなす。 改正後の同規程の規定による給与の性の規定を適用する場合には、改正前

病院管理規程

:馬県病院事業職員の給与に関する規程の 令和四年十二月二十三日 一部を改正する規程をここに公布する。

群馬県知事 Ш 本 太

群馬県病院管理規程第十七号

の一部を次のように改正する。 |馬県病院事業職員の給与に関する規程(平成十五年群馬県病院管理規程第九号)|| 群馬県病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

を「百分の百二十五」に改め、同項第二号中「百分の四十五」を 「百分の五十五」を「百分の六十」に改める。 第三十条第二項第一号中「百分の九十五」を「百分の百五」に、「百分の百十五 第二十九条第二項中「百分の百六十二・五」を「百分の百六十七・ 「百分の五十」に、 五」に改める

則

1 この規程は、公布の日から施行し、 (給与の内払) 二項の規定は、令和四年十二月一日から適用する。 規程(次項において「改正後の規程」という。)第二十九条第二項及び第三十条第 改正後の群馬県病院事業職員の給与に関する

(施行期日等)

給与の内払とみなす。 給与に関する規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の群馬県病院事業職員の

2

令

群馬県議会訓令甲第二号

群馬県議会事務局の組織等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。 令和四年十二月二十三日 議会事務局

群馬県議会議長 星 建 市

の一部を次のように改正する。 群馬県議会事務局の組織等に関する規程(昭和五十二年群馬県議会訓令甲第一 群馬県議会事務局の組織等に関する規程の一部を改正する訓令 号)

より採用された職員」を「第二十二条の四第三項に規定する定年前再任用短時間勤務第四条第一項第一号中「第二十八条の四第一項又は第二十八条の五第一項の規定に 職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)」に改め、同項第二号中「地 職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。 方公務員法第二十八条の四第一項又は第二十八条の五第一項の規定により採用され

1 この訓令は、令和五年四月一日から施行する。

2 間勤務職員とみなして、改正後の規程の規定を適用する。いて「改正後の規程」という。)第四条第一項第一号に規定する定年前再任用短いて「改正後の規程」という。) この訓令による改正後の群馬県議会事務局の組織等に関する規程(以下この項に 項若しくは第二項又は第六条第一項若しくは第二項の規定により採用された職員は、 地方公務員法の一部を改正する法律(令和三年法律第六十三号)附則第四条第一

毎週火、金曜日発行

発 行 **群 馬 県**

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号 電話 027-223-1111